

第3編 風水害等応急対策計画

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達

町は、奈良地方気象台から発表される注意報、警報、特別警報、気象情報（以下「気象予警報等」という。）を収集し、あらかじめ定めた経路・方法によって、防災関係機関及び住民に迅速に伝達する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 情報の収集	総務部、 産業建設部	奈良地方気象台、中和土木事務所、磯城消防署、 田原本町消防団、西日本電信電話株式会社
第2 情報の伝達系統	各部	西日本電信電話株式会社、 磯城消防署、天理警察署

第1 情報の収集

1 気象予警報等の種類

(1) 気象、地象、水象

奈良地方気象台は、気象業務法に基づき気象予警報等を発表して注意を喚起し、警戒を促す。

ア 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

ウ 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

エ 気象情報

注意報、警報、特別警報の利用効率を高め、防災対策への支援をより効率的にするために、気象現象の推移や観測成果、防災上の注意事項等を具体的に説明し、一般の利用に供されるために発表されるものである。

(2) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

県知事（中和土木事務所長）は、水防法の規定に基づき県知事が指定する河川について、必要と認める場合、水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を発表する。

町域を流れる河川のうち指定されている河川は、大和川、曾我川、飛鳥川、寺川の4河川であ

る。

ア 水防警報

洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき水防のため必要な措置をとるよう関係水防管理者に通知される。

県知事が発令する水防警報の基準は次のとおりである。

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重要な水防事態の発生が予測されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要なる水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（但し、「待機」「準備」の2段階は省略することができる。）

イ 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

町長の避難指示等の発令判断のためやす及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位＝特別警戒水位）に達したときに、その旨について通知される。

(3) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

火災気象通報は、消防法の規定に基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を県知事に対し通報するもので、県知事は「火災気象通報」を受けたときは直ちに町長に通報する。

火災気象通報の通報基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 火災警報

町長は、県知事から「火災気象通報」を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、消防法の規定に基づき関係団体及び住民等に火災警報を発表する。

「火災警報」を発したとき及び解除したときは、県知事に対し通報するほか、広報車、磯城消防署・田原本町消防団消防車両等による火の使用制限の呼びかけや、予想される災害の応急対策に関する指示もあわせて行うよう措置する。

2 雨量・河川等水位情報の観測

(1) 雨量の観測

総務部本部班（防災課）は、必要に応じて関係雨量観測所の情報を収集する。

(2) 河川水位の観測

産業建設部まちづくり建設班は、管内河川の水位に関する情報を観測・集約し、その状況を総務部本部班（防災課）へ通知する。

(3) ため池水位の観測

産業建設部まちづくり建設班は、管内ため池の水位に関する情報を観測・集約し、その状況を総務部本部班（防災課）へ通知する。

また、ため池管理者は、常に的確な気象状況の把握に努め、ため池水位の観測・監視を行うとともに、管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに総務部本部班（防災課）へ通知する。

(4) 隣接市町との情報交換

総務部本部班（防災課）は、隣接市町防災担当と相互に雨量・河川等水位に関する情報の交換に努める。

3 異常現象の発見及び通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察官に通報する。

(2) 警察官の措置

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

(3) 町の措置

異常現象の通報を受けた町は、災害対策基本法第54条第4項に基づき、速やかに県（防災統括室）及び奈良地方気象台に通報するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。

また、状況に応じて警戒区域等の設定、又は防災関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

異常現象の種類と内容

異常現象の種類	内容
気象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地象	地割れ等
その他	ガス・石油等の流出

4 気象予警報等に関する情報の収集

県及び西日本電信電話株式会社から通知される情報のほか、ラジオ、テレビ、インターネット、並びにファクシミリ・電話等、防災関係機関との連携によって収集する。

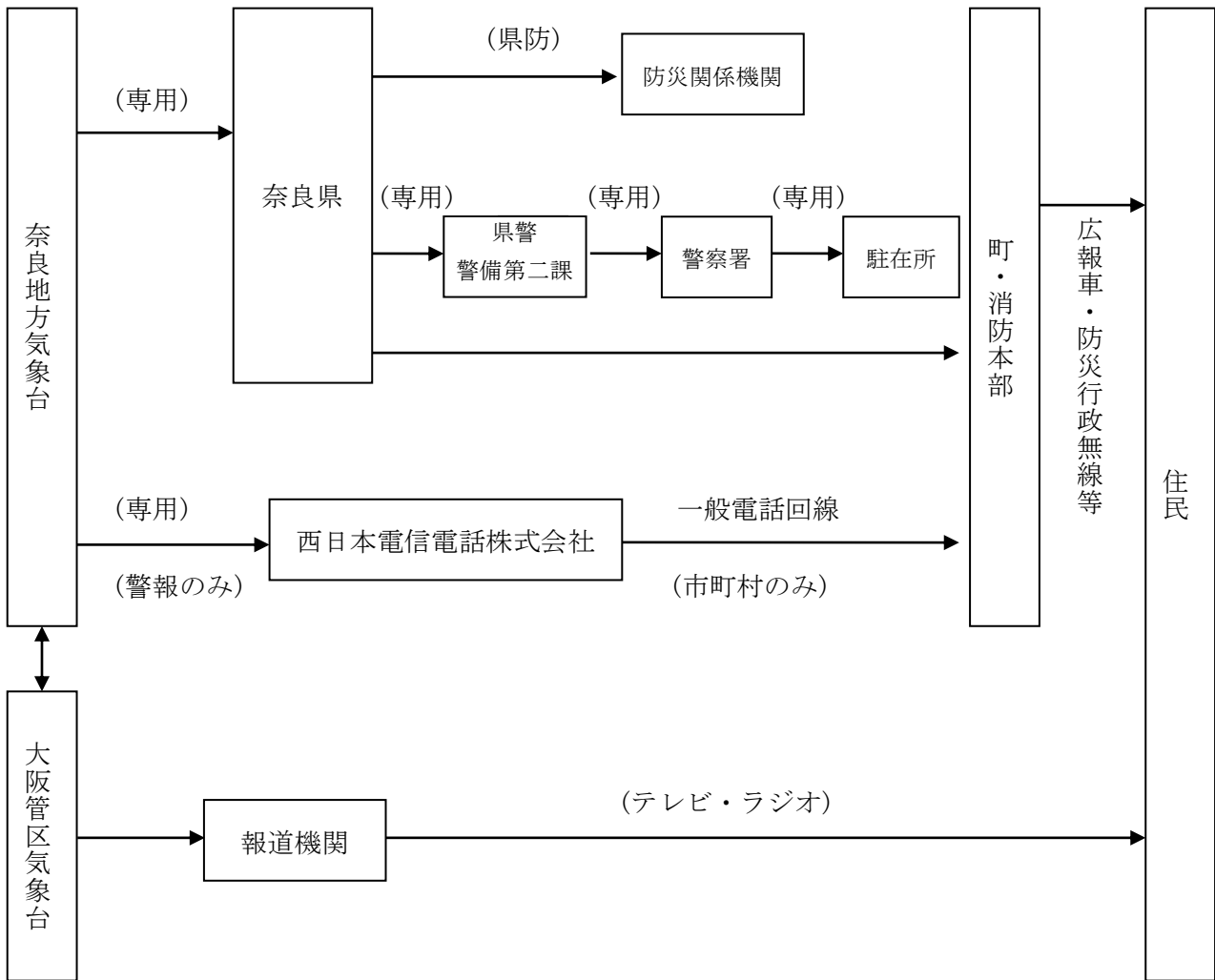
第2 情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、県が奈良地方気象台から通知を受けたときの県各関係部から町への伝達経路は、次のとおりである。

なお、気象警報については、あわせて西日本電信電話株式会社からNTT回線ファクシミリにより町に通知されるが、この伝達は、警報の種別のみであるため、県防災行政通信ネットワーク、ラジオ及びテレビ放送並びに奈良県広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）、天理警察署等防災関係機関と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

	種類	伝達経路
勤務時間内	風雪注意報、強風注意報、雷注意報、乾燥注意報 着雪注意報 暴風警報、暴風雪警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報 他課の所管しない気象情報及び火災気象通報	防災統括室 → 田原本町 県防災行政通信ネットワーク・FAX
	大雨注意報、洪水注意報 大雨警報、洪水警報、大雨特別警報 関連する大雨情報・台風情報等の気象情報	河川課 → 田原本町 県防災行政通信ネットワーク・FAX
	大雪注意報、濃霧注意報 大雪警報、大雪特別警報	道路管理課 → 田原本町 県防災行政通信ネットワーク・FAX
勤務時間外	気象予警報等	県庁宿日直室 → 田原本町 県防災行政通信ネットワーク・FAX



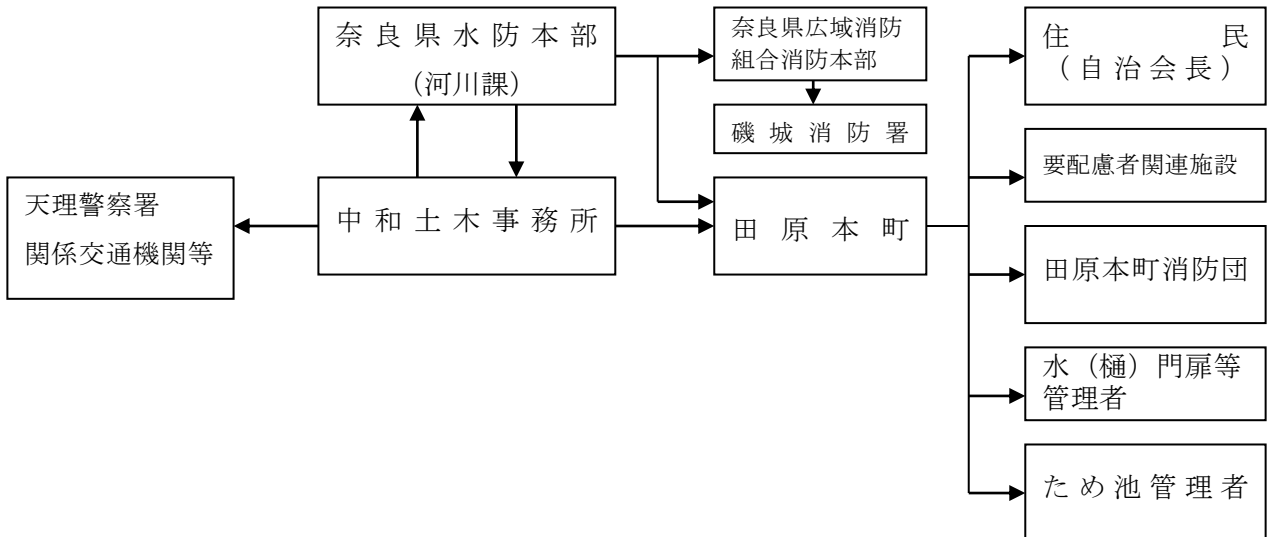
(注) (県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

伝達系統概念図

2 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達経路

大和川水系各河川に関する水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の県からの伝達経路、並びに町内における主な伝達経路は、次のとおりである。

なお、以下の図は、水防法15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者関連施設への水位情報等の伝達経路を示すものでもある。



水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達経路

3 庁内における伝達方法

(1) 勤務時間内

ア 勤務時間内において総務部本部班（防災課）が受けた気象予警報等は、必要に応じて庁内放送で放送し、出先機関に連絡する。

イ 気象警報、水防警報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報及びその他重要なものについては、あわせて電話又は伝令で行う。電話及び伝令は、予備動員指定職員及び災害対策本部本部員となる各部長等に対して行うが、部長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

(2) 勤務時間外

ア 勤務時間外において宿日直業を従事する者が受けた気象予警報、並びに異常現象発見者からの通報は、宿日直業を従事する者が防災課安全防災係長に対し電話で連絡する。係長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ その他の当番予備動員指定職員に対する連絡は、防災メール等あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

4 住民等への周知

気象予警報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民等に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等については、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置もあわせて周知する。

また、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

なお、住民等は、ラジオ、テレビを利用して気象予警報等を知るよういつも留意するものとする。

(1) 勤務時間内

ア 勤務時間内において総務部本部班（防災課）が受けた気象予警報等は、必要に応じて庁内放送等を行う。

イ 特別警報、気象警報、水防警報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報等で重要なものについては、広報車等による巡回広報を行い、あわせて各自治会長及び田原本町消防団各分団に対し電話で連絡し、自治会有線放送による放送連絡並びに要配慮者への周知徹底協力を要請する。

また、健康福祉部は要配慮者関連施設に対し電話で連絡し、通入所者の安全確保を要請する。

ウ 特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、住民及び防災関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講じる。

(2) 勤務時間外

勤務時間外における住民等への周知については、勤務時間内に準じて当番予備動員指定職員が行う。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-2-1 奈良地方気象台が発表する気象予警報等の種類及び発表基準
- 資料編 3-2-2 奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川
- 資料編 3-5-3 要配慮者関連施設一覧表

第2節 組織体制

町は、町域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害の規模に応じた組織体制をとるものとする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 田原本町防災会議	各部	
第2 活動体制の確立	各部	
第3 風水害等警戒体制	各部	
第4 災害対策本部の設置	各部	磯城消防署、田原本町消防団 磯城郡水道企業団

第1 田原本町防災会議

防災会議は、田原本町防災会議条例（昭和37年12月8日条例第12号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、町地域防災計画の作成と実施を行う。

町域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、防災関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

第2 活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

体制	動員区分	設置基準・状況	動員配備基準
風水害等警戒体制	注意配備	①暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ②大雨又は洪水注意報が発表され、被害の発生するおそれがあるとき。 ③総務部長が必要と認めたとき。	①防災課の必要人員
	予備動員	①暴風、大雨又は洪水のいずれかの警報が発表されたとき。 ②大和川水系河川のいずれかに「水防団待機水位（通報水位）」到達情報が通知されたとき。 ③町長が必要と認めたとき。 (台風接近のため厳重な警戒が必要なとき。)	①各班長（部長） ②各班の当番予備動員職員 ※1個班体制

体制	動員区分	設置基準・状況	動員配備基準
災害対策本部	1号動員	①暴風かつ大雨警報が発表されたとき。 ②大和川水系河川のいずれかに「氾濫注意水位（警戒水位）」到達情報が通知されたとき。 ③町長が必要と認めたとき。 (台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。)	①各班長（部長） ②各班の当番予備動員職員 ③各班の次班牙備動員職員 ※2個班体制
	2号動員	①大雨、暴風、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。 ②大和川水系河川のいずれかに「避難判断水位（特別警戒水位）」到達情報が通知されたとき。 ③町長が必要と認めたとき。 (災害救助法を適用をしなければならないような災害が予想される時。)	全職員をもって対処

第3 風水害等警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とされる時は、災害対策本部設置以前の体制として、風水害等警戒体制をもって災害の警戒にあたり、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。

なお、調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合は、災害対策本部体制に切り替える。

風水害等警戒体制は、上記表に示す設置基準により設置し、災害発生のおそれが解消した場合、又は町長がその必要がないと認めた場合、解散する。

町長は、風水害等警戒体制を設置した場合又は解散した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて県知事、防災関係機関等にその旨を通知する。

災害対策本部の設置前で、一時的な自主避難者を受け入れる場合は、総務部防災課が窓口となり、各部と連携し、庁舎及び適当な避難所にて受入れる。その際に、浸水の危険性・感染症の流行時等に留意するとともに、感染症の症状がある者は、感染させない対応（マスク）をとる。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 気象業務法に基づく気象予警報等が発表され、本部を設置してその対策を必要とする時。
- (2) 町に大和川水系河川「氾濫注意水位（警戒水位）」又は「避難判断水位（特別警戒水位）」到達情報が通知された場合

- (3) 町において大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (4) その他災害対策本部を設置してその対策を必要とすると町長が認めたとき。

2 解散基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき。
- (2) 災害発生のおそれがなくなり、本部の解散を適当と認めたとき。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

その他災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌による。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、災害対策本部に本部会議を置く。

本部会議は重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長（町長）が必要に応じて招集する。ただし、本部長（町長）は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部員が出席できないときは、副本部長又は班長等が代理出席する。

ア 構成員

本部会議の構成員は、次のとおりである。

なお、磯城消防署長、田原本町消防団長は、あらかじめ併任手続をとっておくものとする。

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務部長、町長公室長、住民環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、教育部長、（磯城消防署長、田原本町消防団長、磯城郡水道企業団局局長）

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の解散に関すること
- (エ) 各部間調整事項に関すること。
- (オ) 住民への【警戒レベル3】高齢者等避難・【警戒レベル4】避難指示・及び警戒区域の設定に関すること。
- (カ) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧に関すること。

(シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部本部班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各防災関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び解散の通知

本部長（町長）が災害対策本部を設置又は解散した場合、総務部本部班は各部、県知事、防災関係機関、防災会議委員、報道機関に連絡するとともに、各自治会長及び田原本町消防団各分団に対し電話で連絡し、自治会有線放送による放送連絡、並びに要配慮者への周知徹底協力を要請する。

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、町役場内に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は特別な事情がある場合は、本部長（町長）の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、県知事、防災関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務部本部班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識

災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「田原本町災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

(1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、総務部長の順位で代行する。

(2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長又は班長、副班長その他の班員が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

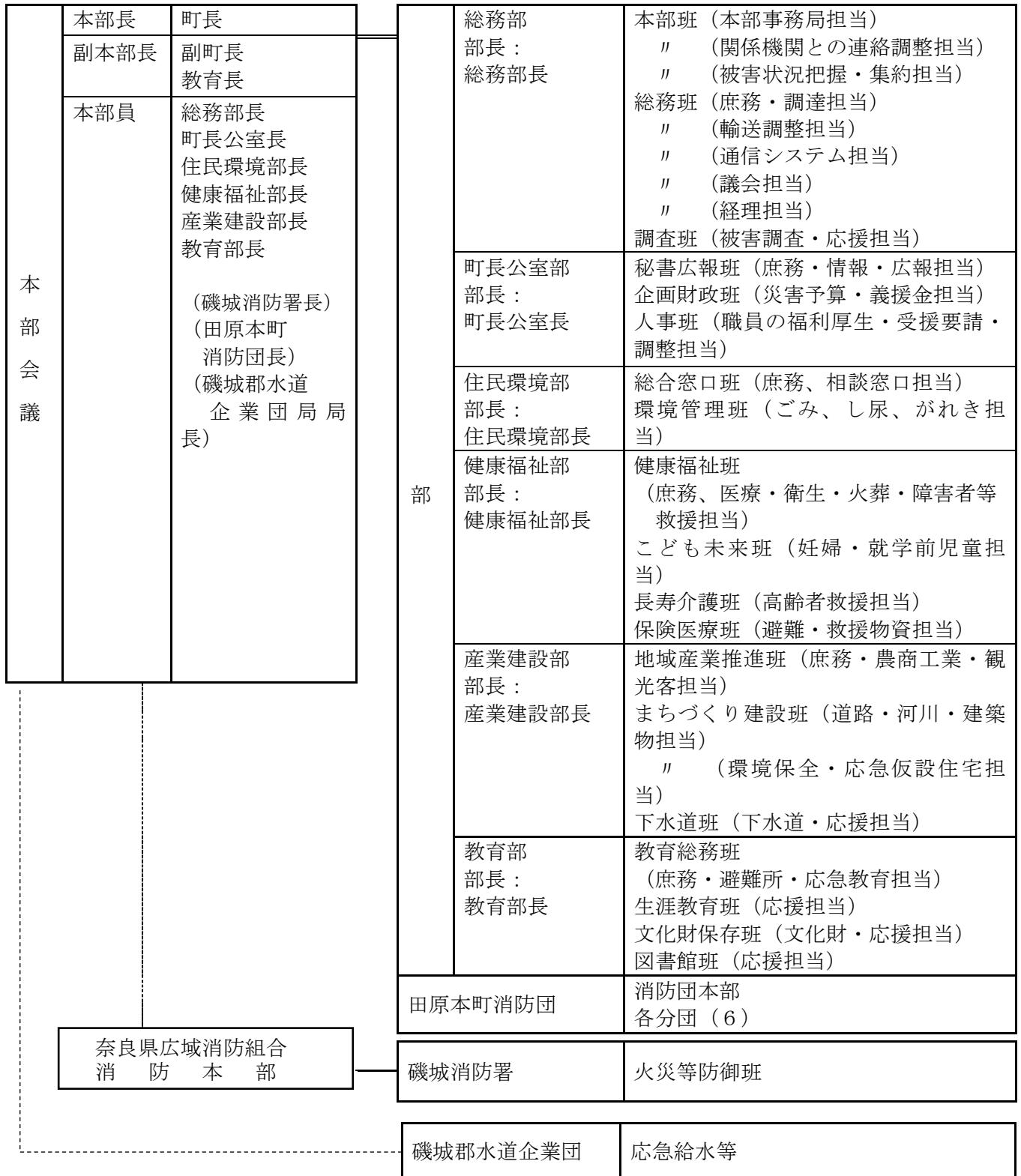
9 県との連携

県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的かつ臨機応変に実施する必要がある場合、災害現地に近い町施設その他適当と認める施設に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長（町長）が指示する業務内容に応じて、災害対策副本部長、災害対策本部員、及びその他の職員の中から必要な人員を指名確保し、必要な権限を委譲するなど弾力的に構成する。



災害対策本部組織図

【本節に関する資料】

資料編 3-1-1 田原本町防災会議条例

- 資料編 3-1-2 田原本町防災会議委員
- 資料編 3-1-3 田原本町災害対策本部条例
- 資料編 3-1-4 災害対策本部組織及び事務分掌

第3節 動員体制

町は休祝日・勤務時間外に災害が発生した状況等又は発生すると予想される状況に応じて、迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、予め指定された職員を動員配備する。

勤務時間内においては、各部それぞれの所掌業務により災害対応を行うものとする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 動員人員	各部	奈良県広域消防組合、 田原本町消防団
第2 動員方法	各部	
第3 福利厚生	総務部	

第1 動員人員

職員の動員は次のとおりとする。

動員区分	動員人数	
注意配備	総務部防災課	2名
	関係部関係課	関係部長が必要と認める人数
予備動員	1班	部長級1名以上含む30名程度
	2班	部長級1名以上含む30名程度
	3班	部長級1名以上含む30名程度
	4班	部長級1名以上含む30名程度
予備動員の交代	待機期間を約1ヶ月とし、交代時期を月初めとする。交代については本部班（防災課）から防災メール、ガルーンにて連絡する。	
1号動員	2個班体制	
2号動員	全職員	

(注) 奈良県広域消防組合については、奈良県広域消防組合消防本部 警防規定による。なお、町が予備動員体制を敷いた場合は、田原本町消防団長・副団長は町役場庁舎、各分団長は各分団器具庫に待機し、本部長（町長）の出動指令に備える。また、町が災害対策本部を設置し、1号動員体制を敷いた場合、田原本町消防団全団員は、特に指名されたものを除き各分団器具庫へ集合（出動）し警戒配備につく。

第2 動員方法

1 出動指令の決定

(1) 注意配備

注意配備についての事務は次のとおりとして、総務部防災課において行う。

ア 注意配備動員発令のための準備は、情報の収集、関係部関係課との協議などである。

イ 注意配備動員の発令

(2) 予備動員

予備動員についての事務は次のとおりとして、総務部防災課において行う。

ア 予備動員発令のための準備は、情報の収集、関係部関係課との協議などである。

イ 予備動員の発令

総務部長は、配備動員を発令するとともに、町長にこれを報告し、総務部防災課は予備動員の発令を各防災担当職員に伝達するものとする。

ウ 被害報告等のとりまとめ

エ 被害報告等のとりまとめの結果、1号動員ないし2号動員の必要がある場合は、町長にこれを報告し、その指示により町災害対策本部会議を招集する。

(3) 1号動員及び2号動員

ア 1号動員又は2号動員は、本部長（町長）が発令する。本部長（町長）は、必要と認めた場合は、本部会議を経ずして、発令することができるものとする。

なお、本部長（町長）が不在のときは副本部長（副町長）又は総務部長がこれを代行する。

イ 各部長は、動員が決定された場合は、直ちに各班長に連絡しなければならない。

連絡を受けた各班長は、所定の動員を行うとともに動員した人員、その他必要な事項を総務部本部班（防災課）に連絡しなければならない。

2 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

各部への連絡は、総務部防災課がガルーン、防災メール等によって行う。

総務部防災課は警戒体制に移行し、県防災情報システムにより県との連絡体制を維持する。

各部は警報発表時の災害対応について、所掌業務に基づき各班に指示するものとする。

また、勤務時間外に移行する場合の予備動員の招集については、総務部防災課がガルーン、防災メール等によって行う。

(2) 活動体制への移行

総務部防災課は、警戒体制に移行する。

連絡を受けた場合、各部は平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

なお、勤務時間外の災害応急活動体制に移行する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

3 勤務時間外の動員方法

(1) 勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合にあっては、防災課長は直ちに総務部長を通じて町長に状況を報告し、その指揮を受けて招集するものとする。

なお、警報発表時の当番動員指定職員は、所定のとおり自主的に参集するものとする。

(2) 町長が職員に非常招集を命じたときは、防災課長は直ちに副町長、教育長、各部長等に連絡しなければならない。

各部長等は、あらかじめ定めた連絡網により所属の職員を招集する。

(3) 非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、防災メール、電話等によることとする。

4 動員状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- (2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告する。
- (3) 各部長は、各班の参集状況を総務部本部班（防災課）へ報告する。
- (4) 総務部本部班（防災課）は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

5 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と町災害対策本部との連絡にあたる。

6 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

7 人員の確保

(1) 注意配備の場合

総務部防災課で対応するが、現状の人員で対応しがたいと判断される場合、総務部長は総務部から職員を増員して対応する。

(2) 予備動員の場合

各部長は、災害警戒活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、出動班を増やし対応する。

(3) 1号動員の場合

各部長は、各部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部本部班へ報告する。

(4) 2号動員の場合

各部長は、各部の防災活動の遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は各部長と調整し、速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

8 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

9 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあること

を知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

10 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

総務部本部班は、災害対策活動従事者への食料等を備蓄食により供給するとともに、健康福祉部保険医療班及び産業建設部地域産業推進班と協議のうえ、協定業者等から調達する。

なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第4節 警戒活動

町は、風水害等が発生するおそれがある場合、状況に応じた水防活動を実施するとともに、ライフライン・交通等の警備警戒体制を確保し、警戒活動を行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 水防活動	総務部、産業建設部	中和土木事務所、 磯城消防署、田原本町消防団
第2 ライフライン・交通等 警戒活動	総務部、産業建設部	奈良国道事務所、 中和土木事務所、 関西電力送配電株式会社、 西日本電信電話株式会社等、 LPガス事業者等、 近畿日本鉄道株式会社 磯城郡水道企業団

第1 水防活動

町長は、町域において水防事態発生が予想される場合には、水防管理者として田原本町消防団（本町では、田原本町消防団が水防団の任にあたる。）に出動を指令し、水防活動を実施する。

水防活動の詳細は、田原本町水防計画によるものとする。

第2 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通等に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって発生する災害に備える。

また、町は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制を確保し、警戒活動を行う。

(1) 上・下水道（産業建設部、磯城郡水道企業団）

- ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保
- ウ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防御措置

(2) 電力（関西電力送配電株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

- イ 応急対策用資機材の確保
- (3) 電気通信（西日本電信電話株式会社）
 - ア 災害情報連絡室の設置
 - イ 情報の収集、報告（気象状況、災害予報等）
 - ウ 応急対策要員等の事前確保
 - エ 復旧資機材の調達及び災害対策機器・工事車両等の確保
 - オ 防護措置の実施
- (4) LPガス等（LPガス事業者等）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
 - ウ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防御措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

- (1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路・橋梁施設（産業建設部、中和土木事務所、奈良国道事務所）
 - ア 定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

【本節に関する資料】

- 資料編 2-2-1 重要水防箇所一覧表
- 資料編 2-2-2 雨水対策施設整備箇所一覧表
- 資料編 2-2-3 井堰・樋門一覧表
- 資料編 2-2-4 水防倉庫・水防資機材等一覧表

第5節 応急避難

町は、災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難指示等の発令、警戒区域の設定、避難誘導並びに要配慮者の避難完了確認等必要な措置を講じる。

町長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報を基に、あらかじめ作成した発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝える。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

町民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、避難先である指定避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅に避難することなど災害の状況に応じて適切な避難行動に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難指示等の発令	総務部、産業建設部、健康福祉部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第2 警戒区域の設定	総務部、産業建設部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第3 避難	健康福祉部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第4 要配慮者（避難行動要支援者）への避難支援	健康福祉部、教育部	町社会福祉協議会

第1 避難指示等の発令

1 避難行動時の役割

(1) 県

被害情報を収集・分析し、各市町村に対して避難指示等の発令などの注意喚起等を行う。

(2) 町

避難は原則として避難者各自が行うものであるが、豪雨等が予想される場合などは、避難指示等の発令など早めに住民避難を呼びかける。

伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカー、災害電話サービス、広報車等による広報、インターネット、安全安心メール、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

なお、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

(3) 住民

- ア 気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- イ 避難所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- ウ 夜間等避難ルートの安全が確保できないなど、緊急の場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- エ 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- オ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い、ともに避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- カ 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

避難指示等一覧

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれが極めて高い状況 	<p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・ 避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必

		ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・既に災害が発生している状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

2 避難指示等の実施機関

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令の実施責任者は次のとおりである。

本部長（町長）は、災害対策基本法等に定めるところにより、県及び気象台から提供される、河川水位情報や気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報に基づき、あらかじめ作成した発令基準に該当する場合、又は地震による土砂災害の発生等、二次災害の危険性が高い場合、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

また、必要に応じて県及び奈良地方気象台に対し避難指示等に関する助言を求める。

なお、県知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、本部長（町長）が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

区分	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
【警戒レベル3】 高齢者等避難	町長	・人的被害の発生する可能性の高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。	・住民に対する避難準備（要配慮者等に対する避難行動の開始）	災害対策基本法第56条	災害全般
【警戒レベル4】 避難指示	町長	・災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般

区分	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
	知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	・町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、町長から要請があったとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第61条	災害全般
		・人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬・奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で、特に急を要するとき。	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	・災害により特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき。	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員又は水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	・立退きの指示	水防法第29条	洪水
【警戒レベル5】 緊急安全確保	町長	・災害が発生したとき	・命を守るための最善の行動を促進	災害対策基本法第60条	災害全般

3 【警戒レベル3】高齢者等避難

気象予警報等に基づき、浸水などによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の指示を発令することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、【警戒レベル3】高齢者等避難を周知する。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の指示

本部長(町長)は、大和川水系河川で「氾濫注意水位(警戒水位)」に達し、洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発令し、自治会有線放送、広報車等によって避難の準備を指示する。

なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合について、高齢者等要配慮者の迅速な避難に配慮し、先行的に「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発令し、同様に行うものとする。

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難の周知の実施要領

【警戒レベル3】高齢者等避難を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、町内全自治会長に対し、その旨を通報する。

ア 健康福祉部各班は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された場合は、その対象地域内にある高齢者等要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を通報し、通入所者・利用者の安全避難の確保を図るよう指示する。

イ 各部各班は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に高齢者等要配慮者の安全避難に配慮するよう要請する。

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の指示等を発令する必要が予想される場合
伝達内容	発表者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	デジタルMC A同報通信システム、広報車による伝達、自治会有線放送(各自治会長に要請)、町ホームページ、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送(NHK奈良放送局等報道機関に要請)を併用する。

4 【警戒レベル4】避難指示

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための指示を行う。

本部長(町長)は、指示を行った場合、その旨を速やかに防災関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

(1) 【警戒レベル4】避難指示

本部長(町長)は、大和川水系河川で河川氾濫の前兆(漏水、堤防の洗掘、変形等)が発生したその危険地域住民に対し、「【警戒レベル4】避難指示」を発令し、自治会有線放送、広報車等によって避難を指示する。

なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合についても、同様に行うものとする。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の周知の実施要領

【警戒レベル4】避難指示を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、【警戒レベル4】避難指示発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、町内全自治会長に対し、その旨を通報する。

ア 健康福祉部各班は、「【警戒レベル4】避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にある高齢者等要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を通報し、通入所者・利用者の安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

イ 各部各班は、「【警戒レベル4】避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に高齢者等要配慮者の安全避難に配慮するよう要請する。

【警戒レベル4】避難指示

区分	基準及び方法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合
伝 達 内 容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝 達 方 法	デジタルMCA同報通信システム、自治会有線放送（各自治会長に要請）、町ホームページ、テレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）、電話による口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。（注）

（注）洪水時の広報車による伝達は、浸水20cm程度でも普通自動車の場合車輪全体の3分の1程度水没し、勢いよく進入するとエンジン停止の可能性があり、使用困難と想定し除外

5 屋内での退避等の安全確保措置、【警戒レベル5】緊急安全確保

本部長（町長）は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき又は災害が発生した時は、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での退避等の安全確保措置」という。）若しくは命を守る最善の行動を指示することができる。

区分	基準及び方法
条 件	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき又は災害が発生した時
伝 達 内 容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝 達 方 法	デジタルMCA同報通信システム、自治会有線放送（各自治会長に要請）、町ホームページ、テレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）、電話による口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。（注）

(注) 洪水時の広報車による伝達は、浸水20cm程度でも普通自動車の場合車輪全体の3分の1程度水没し、勢いよく進入するとエンジン停止の可能性があり、その際は使用困難であると想定されるため使用しないこととする。

6 報告等

(1) 県への報告

本部長（町長）は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示したときは、可能な限り次の事項と併せ、その旨を速やかに県知事に報告する。

また、警察官が避難の指示や屋内での退避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を本部長（町長）に報告してきたときも同様の扱いとする。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保、屋内での退避等の安全確保措置の種類

イ 発令時刻

ウ 対象地域

エ 対象世帯数及び人員

オ その他必要事項

なお、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかに県知事に報告する。

(2) 相互連絡

町、県、警察及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

なお、県知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項の規定により、実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	・災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災害対策基本法第63条	災害全般

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	・災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	・町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要請があったとき。	・災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災害対策基本法第63条	災害全般
	・消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。	・消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条第36条	火災
	・消防団長、消防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。	・水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水災
自衛官	・町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき。	・災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	・円滑な消火活動等の確保のため、必要があると認めるとき。	・消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条第36条	火災
消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者	・円滑な水防活動等の確保のため、必要があると認めるとき。	・水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水災

(注) 警察官は、消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要請があった場合は、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、総務部本部班が町におけるとりまとめにあたる。

- (1) 本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示するとともに、警察署長に協力を要請して警戒区域からの退去又は立入禁止の措置をとる。

(3) 本部長（町長）は、天理警察署、田原本町消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 警戒区域の設定の周知

避難の指示などと同様、防災関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないように措置する。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には本部長（町長）が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。

また、住民には、警察、消防機関、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、国（近畿地方整備局）、県、消防機関、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会等の場で慎重に検討する。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を縮小・解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

また、警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示の継続についても協議会等の場で検討する。

第3 避難

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 大雨、台風期には、災害に備え家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させるなど、浸水防止のための家財の整理をしておくこと。
- (3) 事業所等は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (4) 避難者は、食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要最小限度の見回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。
- (5) 避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に着用すること。

- (6) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。
- (7) 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- (8) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておくこと。
- (9) その他避難の指示が発令されたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

2 避難路の確保

産業建設部まちづくり建設班は、県、天理警察署、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

3 避難誘導

本部長（町長）が避難指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 指定避難所への住民の避難誘導

健康福祉部保険医療班は、田原本町消防団、天理警察署の協力を得るとともに、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して実施する。

(2) 学校、病院、社会福祉施設等公共施設における避難誘導

原則として、施設の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(3) 事業所及び店舗等における避難誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(4) 交通機関等における避難誘導

その交通機関の防災計画及び避難計画に基づいて実施する。

4 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、老人、幼児、傷病者、障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両等によって実施する。
- (6) 浸水、火災等で最初の避難所が危険と判断された場合は、総務部本部班の指示に基づき、近くの他の避難所へ移動する。

5 避難所の開設及び避難収容状況のとりまとめ

- (1) 本部長（町長）は、災害から住民の安全を確保するため、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令を行った場合又は避難を求めらる住民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難所を指定し、住民にその旨を周知する。避難

所を指定した場合、施設管理者は、速やかに避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。

(2) 教育部教育総務班は、指定した避難所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

6 避難の解除

総務部本部班は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第4 要配慮者（避難行動要支援者）への避難支援

1 避難行動要支援者の避難支援対応

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反にはあたらないものとする。ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しないものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

ウ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定め

られた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

(4) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

ア 一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

イ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

ウ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時において、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

(5) 避難行動要支援者情報等の引継ぎ

避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

2 情報伝達、避難誘導等

要配慮者（避難行動要支援者）の避難は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」の段階ごとに健康福祉部健康福祉班が以下のとおり関係各部、各施設管理者、自治会、自主防災組織、団体・事業所、並びに田原本町消防団、磯城消防署の協力を得て行う。

また、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」が発令された場合、「【警戒レベル3】高齢者等避難」発令段階において、避難完了が確認されない避難行動要支援者及び在宅の要配慮者の避難については、状況に応じて、最寄りの避難所等へ緊急避難するよう措置する。

(1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援等関係者による情報伝達及び避難誘導の支援を行うとともに、避難確認を行う。

なお、避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(2) 在宅の要配慮者

原則として「【警戒レベル3】高齢者等避難」発令段階において、完了させるものとし、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

(3) 要配慮者関連施設の通入所者・利用者

各施設管理者が健康福祉部に対し、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の段階ごとに避難完了を速やかに報告する。その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

3 要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認の実施

健康福祉部健康福祉班は、要配慮者（避難行動要支援者）の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握する。

なお、避難行動要支援者の安否確認にあたっては、健康福祉部で把握している避難行動要支援者名簿と教育部が把握する避難者名簿とを照合し、避難完了を確認する。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

削除

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

町は、災害発生後、県及び防災関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県防災行政通信ネットワークシステム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 気象予警報等の収集・伝達	総務部、産業建設部	奈良地方气象台、中和土木事務所
第2 災害情報の収集・伝達系統	各部	磯城消防署、田原本町消防団 天理警察署
第3 被害状況の把握	各部	中和土木事務所、中和保健所、 天理警察署、磯城消防署
第4 避難及び応急対策の実施状況の把握	各部	磯城消防署、田原本町消防団、 天理警察署
第5 被害状況等の集約・整理等	各部	
第6 県及び国への報告	各部	
第7 通信手段の確保	総務部	西日本電信電話株式会社、 磯城消防署

第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生以前から継続して気象情報等の収集・伝達を行う。

第2 災害情報の収集・伝達系統

町は、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 自治会有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段
- (3) 車両、バイク、自転車等を用いた伝令

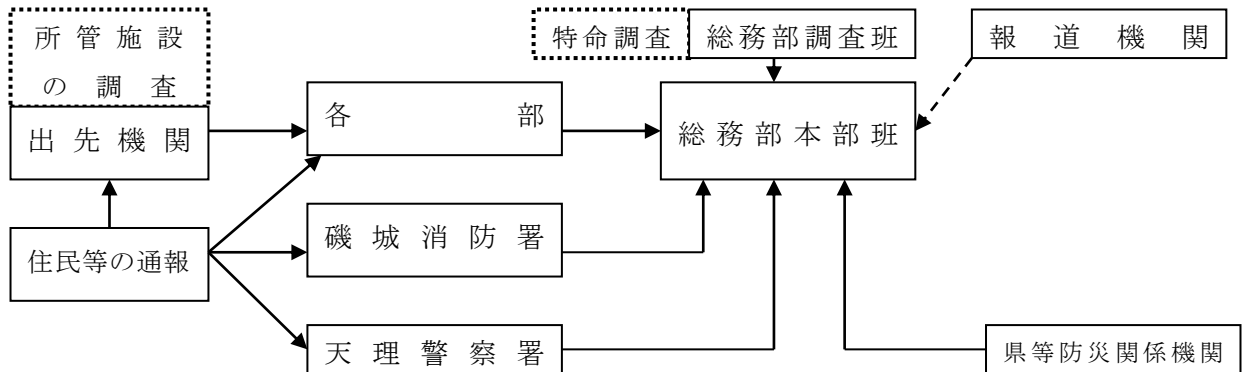
2 情報収集・伝達系統

各部署は、災害発生後直ちに所管施設の被害の有無・活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、総務部本部班に報告する。

総務部本部班は、県、磯城消防署、天理警察署等防災関係機関から情報を収集し、人的被害の有無・活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

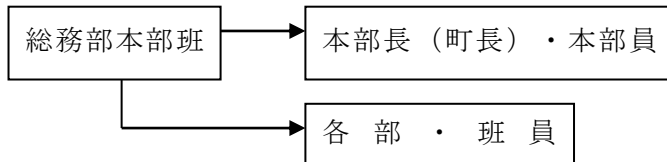
情報の収集及び伝達については、情報のとりまとめにあたる総務部本部班を中心とし、以下の系統で行う。

(1) 情報収集系統

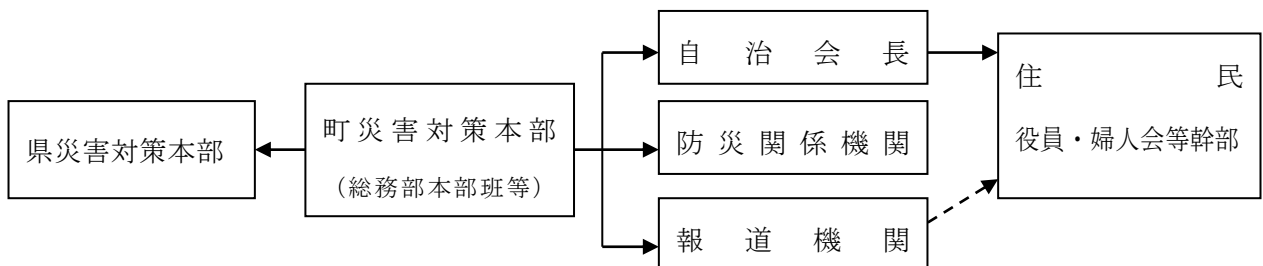


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び防災関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

町は、迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、防災関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

1 被害概況の把握

町は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に行われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

(1) 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し総務部本部班に報告する。

なお、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況
- ウ 河川堤防・ため池等の亀裂等発生状況、危険性
- エ 避難の状況、住民の動向
- オ 浸水（アンダーパス、低地区間等）、倒木その他による通行障害等道路交通の状況
- カ 公共交通機関（電車・バス）の状況
- キ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- ク その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。
- ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

2 被害概況の集約

総務部本部班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時とりまとめる。

とりまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（流失）、半壊、全焼・半焼等の状況

(3) 公共土木施設等の被害

- ア 道路、橋梁の状況
- イ 河川、水路、ため池の状況
- ウ 道路交通、公共交通機関（電車・バス）の状況
- エ ライフラインの状況

(4) その他

- ア 消火・人命救助活動の状況
- イ 医療活動の状況
- ウ 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確

保、警戒区域の設定の状況

エ その他必要な情報

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部本部班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務部調査班
	負傷者の状況	総務部調査班
住家被害	床上浸水・床下浸水、全壊（流失）、半壊、一部損壊、土砂流入等の状況	総務部調査班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	産業建設部まちづくり建設班 各所管部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	各所管部
その他被害	田畑の被害状況	産業建設部地域産業推進班
	文教施設の被害状況	教育部各班
	医療機関の被害状況	健康福祉部健康福祉班
	浸水等の道路関連被害状況	産業建設部まちづくり建設班
	河川、水路、ため池の被害状況	産業建設部まちづくり建設班
	下水道施設の被害状況	産業建設部下水道班
	ごみ・し尿処理施設等の被害状況	住民環境部環境管理班
電気、ガス、上水道、電話、鉄道の被害状況	総務部本部班	

4 罹災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	総務部調査班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部各班
	農業施設の被害金額	産業建設部地域産業推進班、 まちづくり建設班
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林、商工の被害金額	産業建設部地域産業推進班

5 リエゾン（災害時緊急連絡員）との連携

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣することとしており、町に派遣された連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、町が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速かつ的確に県災害対策本部に報告する。

総務部本部班は、町内で災害が発生し、災害時緊急連絡員の派遣を受けた場合、災害時緊急連絡員と連携し、円滑な災害情報の収集・伝達の実施に努める。

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し教育部教育総務班に報告する。教育部教育総務班は、報告をとりまとめ本部長（町長）に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
避難の状況	所管施設の避難状況	各部各班
	避難所の状況	教育部教育総務班
	要配慮者の避難状況	健康福祉部健康福祉班、 長寿介護班

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部本部班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
応急対策の 実施状況	応急給水	総務部総務班
	給食の状況	健康福祉部保険医療班 教育部教育総務班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康福祉部健康福祉班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部総務班、調査班、 町長公室部秘書広報班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務部本部班、町長公室部秘書広報班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や防災関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。
また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

なお、必要に応じて派遣される I S U T（災害時情報集約支援チーム）とも連携し、対応に当たる。

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

総務部本部班は、町単独の災害応急対策実施が困難であるか否かの判断を最優先で行う。
困難であると判断された場合は、迅速に県への応援要請を行う。

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に従い、基本的に県に対して実施する。この場合、県（防災統括室）への報告は総務部本部班が、県（事業担当課）への報告は各部事業担当班が行う。

1 報告すべき災害の基準

町が報告すべき火災、事故、災害等の詳細な基準は、資料編「火災・災害等即報要領」の定めるところによる。

2 総務部本部班による県（防災統括室）への報告

総務部本部班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、県（防災統括室）に対して、次の報告区分及び要領により報告を行う。

- (1) 報告区分
 - ア 災害概況即報（第1報）

災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲（例えば死傷者の有無、火災の発生の有無等）で災害に関する第1報を報告する。

イ 被害状況即報（逐次報告）

第1報を報告し、以後判明したものから区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、逐次報告する。

ウ 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報」と同じ様式により報告する。

エ 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報」様式により報告する。

(2) 報告要領

ア 災害概況即報、被害状況即報は、県防災行政通信ネットワーク等で迅速を旨として報告する。

イ 県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、一時的に報告先を総務省消防庁に変更する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対し報告する。

ウ 即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報を県に対してだけでなく総務省消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。ただし風水害についての直接即報基準は定められていない。

エ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに消防庁、県（防災統括室）それぞれに対し、通報が殺到している状況を報告する。

オ 被害状況即報は、定時の被害状況即報等、県知事（県災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従い報告する。

カ 応急対策の実施状況については、避難者の人員に占める要配慮者の人員を併記する等日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況に特に配慮する。

3 各部各班による県（事業担当課）への報告

各部各班は、担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、県の所定の様式により、県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って県の各事業担当課へ報告する。

第7 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 県防災行政通信ネットワークの活用

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（ファクシミリ）、回線統制等の機能を有している。

県から町等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行

われる。総務部本部班は、県防災行政通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ円滑に県との情報連絡を行う。

2 無線通信機能の点検及び復旧

総務部本部班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

3 災害時優先電話・衛星携帯電話の確保及び通信取扱責任者の指定

(1) 災害時優先電話

総務部本部班は、災害時においてその機能が発揮できるように災害時優先電話を定め、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 衛星携帯電話

総務部本部班は、災害発生時における通信連絡を確保するため、必要に応じ、県を通じて国や通信事業者に対し、衛星携帯電話の貸与を要請する。

(3) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため専任の通信取扱責任者を指定する。通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

4 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部本部班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 優先利用

総務部本部班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

5 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災行政通信ネットワークを利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 防災関係機関との連絡

総務部本部班は、防災関係機関に対し、連絡要員の町本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 非常通信の利用

総務部本部班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の

確保を図る。

ア 天理警察署、近畿日本鉄道株式会社等の防災関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ アマチュア無線等

(4) 放送機関への放送要請

総務部本部班は、加入電話及び県防災行政通信ネットワークが使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、県を通じ放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

6 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）等の適当な手段によって行う。

7 無線通信の統制

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

【本節に関する資料】

資料編 3-2-3 田原本町デジタルMCA同報通信システム管理運用要綱

資料編 3-2-4 防災関係機関連絡先一覧表

資料編 3-3-1 被害報告基準

資料編 3-3-2 大規模半壊世帯の認定基準

資料編 3-3-3 被害状況等報告先

資料編 5-1 応急被災状況報告書

資料編 5-2 被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

資料編 5-3 災害報告取扱要領

資料編 5-4 火災・災害等即報要領

資料編 5-5 被害状況等報告様式

第2節 災害広報・広聴対策

町は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人一人が漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、被災者相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害広報	町長公室部	
第2 報道機関への情報提供	町長公室部	NHK奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社
第3 広聴活動の実施	町長公室部、 住民環境部	

第1 災害広報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、総務部本部班及び町長公室部秘書広報班は、防災関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努めるとともに、重複をいとわず繰り返し行う。

(1) 災害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ウ 浸水箇所・通行止め区間の周知等二次的災害危険防止のための呼びかけ

(2) その後の広報

- ア 避難所に関する情報
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフライン、交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報
- ク 義援物資等の取り扱い及びボランティアの受入れ等
- ケ 教育及び福祉関連情報

2 広報の方法

- (1) 町ホームページ、SNSによる広報
- (2) デジタルMCA同報通信システム、広報車、携帯マイク等による現場広報
- (3) 広報紙の掲示、配布等による広報
- (4) 避難所への職員の派遣による広報
- (5) 自治会有線放送等住民組織による地区広報
- (6) 報道機関による広域報道

3 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、拡大文字、ボランティアなどの協力による手話、点字、録音、外国語等によるよう努める。また、文字放送やファクシミリ、テレホンサービスや町ホームページ等のメディアを活用する。

第2 報道機関への情報提供

町長公室部秘書広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携し住民への総合的な災害情報提供に努める。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼をとりまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県（広報広聴課）を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、NHK奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを災害対策本部とは別の施設又はフロアに設置し、広報担当者が報道機関に対し、資料配布・掲出及び本部長記者会見設定等により適宜情報の発表を行う。

なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保等の発令状況
- (5) 住民に対する協力呼びかけ及び注意喚起事項
- (6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

1 被災者相談窓口による広聴活動

町は、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 被災者相談窓口の開設

住民環境部総合窓口班は、被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、防災関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に被災者相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

被災者相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 土地、建物の登記に関すること。
- イ 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- ウ 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- エ 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- オ 災害弔慰金等の支給に関すること。
- カ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- キ 罹災証明書の発行に関すること。
- ク 上水道・下水道の修理に関すること。
- ケ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
- コ その他生活再建に関すること。

(3) 実施体制

- ア 各部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- イ 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙等で住民へ周知する。

(4) 要望の処理

- ア 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- イ 被災者相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び防災関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

2 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

町長公室部秘書広報班は、災害記録作成のため、必要に応じ、災害現地において災害現地写真を撮影する。

また、災害写真等を撮影したときは、速やかに県（広報記録班）に提供する。

第3節 応援協力活動

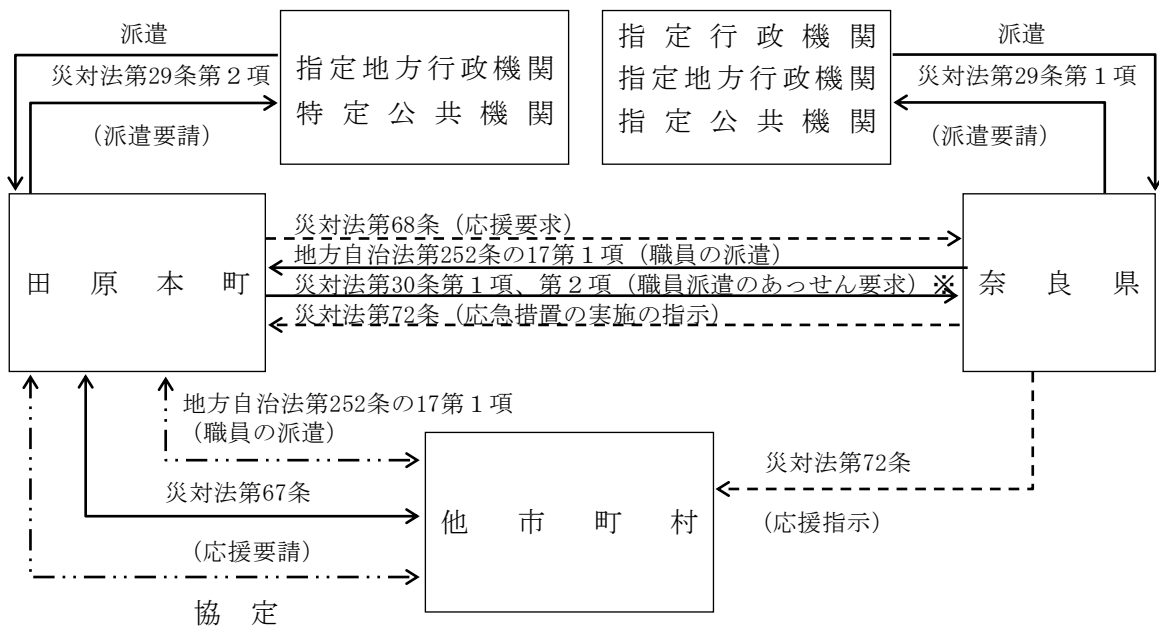
町は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 行政機関等との協力体制の確立	各部	
第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ	総務部	奈良県広域消防組合消防本部
第3 民間との協力	各部	ハローワーク桜井

第1 行政機関等との協力体制の確立

本部長（町長）は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、法令及び市町村相互応援協定等に基づき、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きにより応援協力を要請する。



※奈良県（知事）に職員のあっせんを要求する対象
 災対法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関
 災対法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関
 （災対法：災害対策基本法）

法律、協定に基づく応援協力の要請系統

1 県及び他市町村との相互協力

本部長（町長）は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、法令及び市町村相互応援協定等に基づき、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きにより応援協力を要請する。

なお、要請に関する窓口業務については、町長公室部人事班が行う。

また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

(1) 応援要請の種類

災害時における応援要請の種類は以下のとおりである。

- ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- イ 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- ウ 被災者の一次収容のための施設の提供及びあっせん
- エ その他特に要請のあった事項

(2) 応援要請の手続き

ア 他の市町村の応援を必要とするときは、必要とする応援内容をできるだけ明らかにし、県に対して電話等により応援要請の依頼を行う。

イ 応援要請の依頼を受けた県は、他の市町村に対し、速やかに応援要請を行う。

ウ 応援を受けた場合、県及び応援を実施した市町村に対し、後日速やかに以下の事項を記載した要請に関する文書を提出する。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする活動内容

(オ) その他必要事項

(3) 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、派遣を要請した各部は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

ア 応援部隊の宿泊施設は、基本的に応援部隊で確保を行い、必要に応じて宿泊施設の確保に努める。

イ 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

ウ 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

エ 必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

オ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(4) 自主応援の実施

ア 町は、被災市町村又は県からの応援要請がない場合であっても、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行い、被害の状況に応じ自主的に応援を行う。

イ 上記アにより自主的に行う応援については被災市町村からの応援要請があったものとみなして市町村相互応援協定を適用する。

2 ヘリコプター等の派遣要請及び受入れ

本部長（町長）は、救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、防災関係機関と迅速かつ的確に連絡を取り、派遣の要請を行うとともに、受入れの調整や準備を行う。

(1) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

ア 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき実施するものとし、主に次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

(ア) 救急・救助活動

(イ) 災害応急対策活動

(ウ) 火災防御活動

(エ) 広域航空消防防災応援活動

イ 県消防防災ヘリコプターの派遣要請手続き

本部長（町長）は、緊急運航が必要と認める場合、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対し、県消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

(2) その他の機関に対するヘリコプターの派遣要請

本部長（町長）は、県と連携のもと、必要に応じて、自衛隊及び奈良県警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行う。

(3) 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

ア 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合

イ 前線通過などのため突風や乱気流のある場合

ウ 日没後から日の出前

エ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

(4) 受入体制の整備

本部長（町長）は、緊急運航を要請した場合、県防災航空隊及び奈良県広域消防組合消防本部と緊密な連絡を図るとともに、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

(ア) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

(イ) 離着陸地点には (H) 記号を石灰等を用いて表示する。

(ウ) ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

(エ) ヘリポートの離着陸に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。

なお、表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。

(オ) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

(カ) 離着陸時の砂塵発生の防止対策として消防車等による散水を行う。

また、総務部本部班及び災害時用臨時ヘリポート施設の管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

(キ) 道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県と連携し、ヘリポートの再確認を行う。

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ その他必要な事項

3 職員の派遣・派遣あっせんの要請及び受入れ

本部長（町長）は、職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、防災関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

(1) 職員の派遣要請

国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ及び災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関又は地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

また、地方自治法第252条の17の規定に基づき、県知事又は他市町村長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、次の事項を記載した文書を提出するものとするが、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(2) 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第30条に基づき、県知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣あっせんに要請する。

要請にあたっては、次の事項を記載した文書を提出するものとするが、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 派遣あっせんに要請する理由

イ 派遣あっせんに要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣あっせんに必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

(4) 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

(5) 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合、派遣を要請した各部署は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

ア 派遣職員であることの住民への周知、広報上の配慮を行う。

イ 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

奈良県広域消防組合消防本部長は、災害による災害の拡大が著しく、単独では十分に消防活動が実施できない場合又は資機材が必要な場合は、奈良県消防相互応援協定に基づき奈良市消防局、生駒市消防本部の応援を要請する。

2 航空消防応援の要請

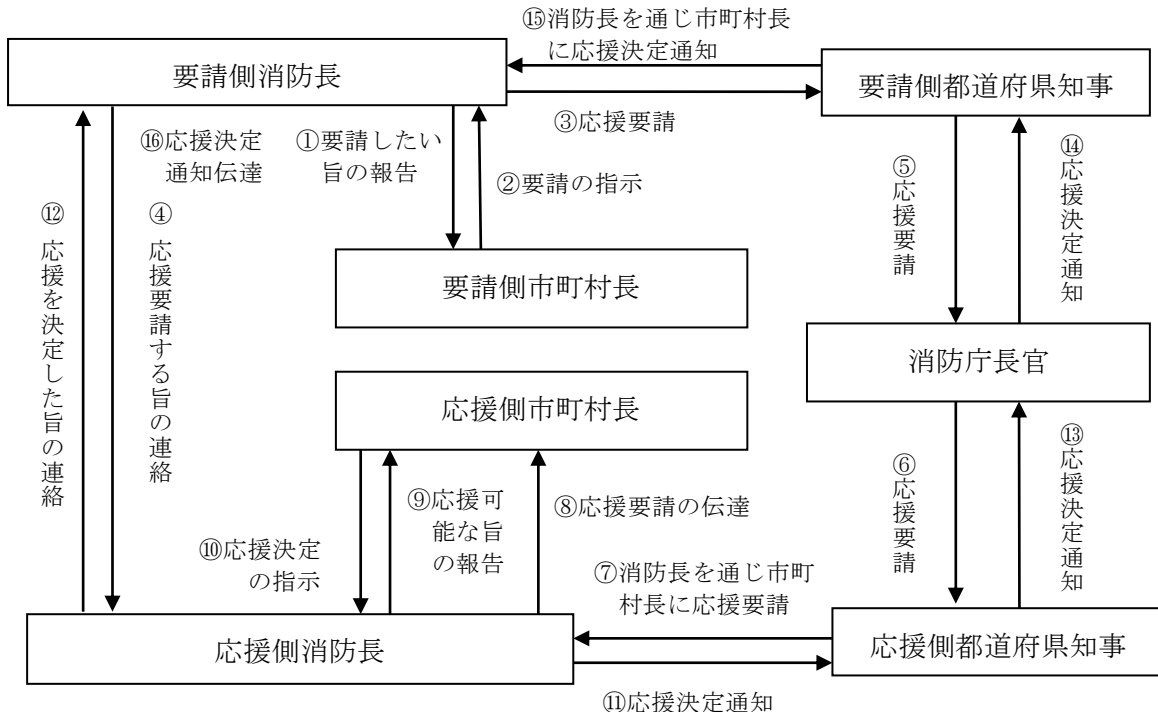
大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、必要と認められる場合、本部長（町長）は、奈良県広域消防組合消防本部長と相互に連携のもと、県知事を通じて航空消防応援を要請する。

(1) 対象とする災害

- ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
- イ 高層建物の火災
- ウ 航空機事故、列車事故等集団救助・救急事故
- エ その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

(2) 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりである。この場合、要請は原則として、電話、無線、ファクシミリ等により行い、後日、正式文書を送付する。



広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート

3 緊急消防援助隊の応援要請

(1) 緊急消防援助隊の応援要請の流れ

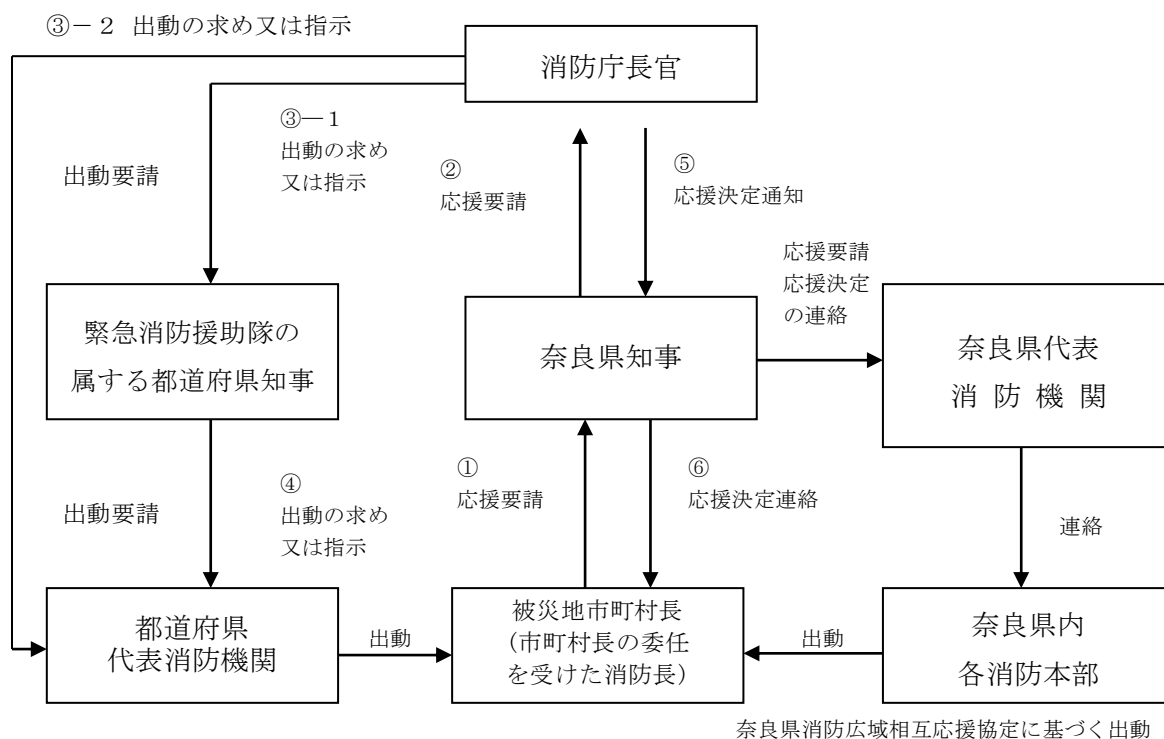
本部長（町長）は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれ

ないと判断した場合、消防組織法第44条に基づき、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。ただし、この場合において、県知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- ア 消火活動
- イ 要救助者の検索、救助活動
- ウ 救急活動
- エ 航空機を用いた消防活動
- オ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- カ その他特殊な装備を用いた消防活動



【消防組織法根拠法令】

①② 44条第1項	③-2 求め . . . 44条第4項
③-1 求め . . . 44条第1、2項	指示 . . . 44条第5項
指示 . . . 44条第5項	④ 求め . . . 44条第3項
	指示 . . . 44条第6項

緊急消防応援隊応援要請の流れ

4 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合消防本部は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の活動拠点、宿営場所及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 民間との協力

町は、応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合、ハローワーク（公共職業安定所）に供給あっせんを依頼するほか、各団体・組織等の協力、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し要員の確保に努める。

1 ハローワーク（公共職業安定所）へのあっせん依頼

所轄のハローワーク桜井に対して必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

2 要員等の強制従事

緊急時に対応するため、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。

なお、その種類、執行者及び対象者、並びに公用令書は、資料編に示すとおりである。

3 自主防災組織、民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

(1) 協力要請

総務部総務班、各部署は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、防犯協会、町社会福祉協議会、民生児童委員協議会などの団体、並びに災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、消防、建設、交通、郵便、商業等）に対し、協力要請を行う。

(2) 協力内容

- ア 地域内の被害状況等の通報
- イ 本部と地域との連絡
- ウ 避難誘導及び避難所業務の補助
- エ 救助物資等の配給の補助
- オ 炊き出し
- カ 医療救護の協力

キ その他応急救助実施の協力

【本節に関する資料】

- 資料編 2-1-1 自主防災組織一覧表
- 資料編 3-4-2 災害時相互応援協定一覧表
- 資料編 3-4-3 消防相互応援協定一覧表
- 資料編 3-4-4 従事命令・協力命令の対象作業、執行者等
- 資料編 5-6 公用令書

第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

町は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 自衛隊災害派遣要請の要求等	総務部	陸上自衛隊第4施設団
第2 災害派遣部隊の受入れ	総務部	
第3 派遣部隊の撤収要請	総務部	

第1 自衛隊災害派遣要請の要求等

1 派遣要請基準

本部長（町長）は、災害応急対策の実施にあたり、町の組織等を活用してもなお事態を収拾することができない場合、又は事態が急迫して緊急を要するときは、次の基準により県知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

また、自衛隊の災害派遣を要請した場合は、その旨天理警察署長にも通知する。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても、予防派遣としてその要請を行うことができる。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 要救助者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

2 派遣要請要求手続

- (1) 自衛隊派遣要請要求は、総務部本部班が行う。
- (2) 通信の途絶等によって、県知事への要請ができない場合は、直接自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

また、本部長（町長）は、通知した旨を速やかに県知事に通知しなければならない。

- (3) 災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して本部長（町長）へ上申する。
- (4) 災害派遣要請は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

3 自衛隊派遣の変更要請

本部長（町長）は、自衛隊の派遣期間、要員等の変更が必要と判断した場合は、その理由を付して、県知事に要請する。

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、各自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

なお、指定部隊等の長は、県知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、連絡を受けた県知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他防災関係機関に連絡する。

- (1) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (2) 県知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- (4) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

第2 災害派遣部隊の受入れ

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。なお、受入れに伴う活動拠点の確保等後方支援業務については、総務部本部班が行う。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の活動拠点又は宿営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるように努める。
- (3) 派遣部隊及び県連絡員、防災関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (4) 派遣活動期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

3 経費の負担

自衛隊の派遣に要した次の経費は、原則として町の負担とする。ただし、町において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

- (1) 災害派遣部隊の宿営施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び附帯設備料等
- (2) その他必要経費で協議の整ったもの

第3 派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなつたと判断した時は、派遣部隊その他の防災関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により県知事に対して撤収を要請する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

【本節に関する資料】

資料編 3-4-1 自衛隊派遣要請連絡先

資料編 5-7 自衛隊災害派遣要請等に関する様式

第5節 救助・救急活動

町は、住民、自主防災組織、天理警察署等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、町及び各消防防災関係機関は、救助活動を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害発生状況の把握	総務部	磯城消防署、田原本町消防団 天理警察署
第2 人命救助活動	総務部	磯城消防署、田原本町消防団、 天理警察署、陸上自衛隊第4施設団
第3 行方不明者の捜索	健康福祉部、総務部	磯城消防署、田原本町消防団、 天理警察署

第1 災害発生状況の把握

総務部本部班は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、町全域に関して人的被害発生、又は発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。そのため、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示する。

また、磯城消防署及び田原本町消防団は、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、防災関係機関への情報伝達を行う。

第2 人命救助活動

磯城消防署及び田原本町消防団は、町及び天理警察署等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

(1) 磯城消防署及び田原本町消防団は、天理警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出及び救急搬送にあたる。

また、必要に応じて奈良県消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務部本部班を通じ協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活

動を行う。

- (4) 磯城消防署及び田原本町消防団、天理警察署、消防応援隊、自衛隊等が災害現場に到着するまでの間、自主防災組織及び地域住民が救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

2 活動の要領

- (1) 救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置を徹底し、実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第3 行方不明者の捜索

磯城消防署及び田原本町消防団は、町及び天理警察署等防災関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

なお、健康福祉部保険医療班は、町への通報・届出、及び各部が収集した情報をもとに要搜索者名簿を作成する。

また、遺体の収容は、健康福祉部健康福祉班が町における連絡窓口となる。

- 1 災害の規模等の状況を勘案して、天理警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。
また、防災関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。
- 3 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。

第6節 医療救護活動

町は、医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 医療情報の収集・提供活動	健康福祉部、 (総務部)	磯城消防署、国保中央病院、 中和保健所
第2 医療対策	健康福祉部	国保中央病院、中和保健所、 田原本町医師会、 日本赤十字社奈良県支部
第3 後方医療対策等	健康福祉部、 (総務部)	磯城消防署、国保中央病院、 田原本町医師会、中和保健所
第4 医薬品等の調達・確保	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会、 日本赤十字社奈良県支部、 奈良県歯科医師会、 奈良県薬剤師会

第1 医療情報の収集・提供活動

1 医療情報の把握

健康福祉部健康福祉班は、磯城消防署と協力して、国保中央病院、田原本町医師会等関係医療機関と密接な連携のうえ、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、防災行政無線、衛星携帯電話等、あらゆる手段を活用し、以下の内容の把握に努め、速やかに総務部本部班に報告する。

- (1) 傷病者の有無・人数・傷病程度等の被害状況
- (2) 医療機関の医療提供能力、施設・設備の損壊状況
- (3) 必要な支援の内容

2 医療情報の共有

健康福祉部健康福祉班は、医療情報の収集とあわせ、中和保健所との情報共有を図るとともに、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 医療対策

健康福祉部健康福祉班は、被災者に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

(1) 初期初動医療救護活動

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）

災害派遣医療チームは、国または奈良県からの出動要請又は独自の判断で派遣される。派遣要請にあたっては、本町の健康福祉部健康福祉班の調整を必要としないが、奈良県を通じ、活動状況の把握に努める。この際、県に設置されるDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、IHEAT（アイヒート）に派遣を要請し、保健医療活動を実施する。

(2) 医療救護所の設置・運営

医療救護所の設置・運営は、国保中央病院、田原本町医師会の協力を得て行う。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨を町ホームページ等により住民に広報するとともに、当該施設の見やすいところに標識を掲示する。

ア 医療救護所の設置

(ア) 設置基準

- a 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数のため、現地におけるトリアージ（負傷者の程度別判別）を行い、町内外医療機関の網羅的な活用により対応する必要がある場合
- c その他被災地域に救護所を設置する必要がある場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医薬品、医療用資器材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食料、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(3) 医療救護班の編成・派遣

健康福祉部健康福祉班は、医療救護所が設置された場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ 派遣要請手順

医療救護班の派遣要請手順は、次のとおりとする。

(ア) 国保中央病院に医療救護班の派遣を要請する。

(イ) 上記(ア)で不足又はそのおそれがある場合は、田原本町医師会に要請する。

(ウ) 上記(イ)で不足又はそのおそれがある場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に要請する。

(4) 医療救護班の受入れ、調整

健康福祉部健康福祉班は、医療救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の受入窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。

なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- (1) トリアージ(負傷者の程度別判別)の実施
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療
- (5) 助産救護
- (6) 被災者等の健康管理
- (7) 死亡の確認及び遺体の検案(死因その他医学的検査)
- (8) その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策等

健康福祉部健康福祉班及び磯城消防署は、医療救護所では対応できない重症傷病者(医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。)を後方医療機関に搬送し、治療を行う。

なお、災害に際しては、町域における災害医療の拠点である国保中央病院のみで対応可能かどうかを最優先で判断し、対応が困難である場合、県指定の地域災害拠点病院である済生会中和病院(東和保健医療圏)及び被災を免れた他市町村医療機関を後方医療機関として確保する。

1 傷病者の搬送

磯城消防署は、医療救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

(1) 受入れ医療機関の選定

健康福祉部健康福祉班との連携のもと、奈良県広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分けを調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、磯城消防署が管理する車両で実施する。

なお、救急車が確保できない場合は、総務部総務班が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総務部総務班は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

2 後方医療活動

健康福祉部健康福祉班は、医療救護所及び国保中央病院での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域的后方医療活動を要請する。

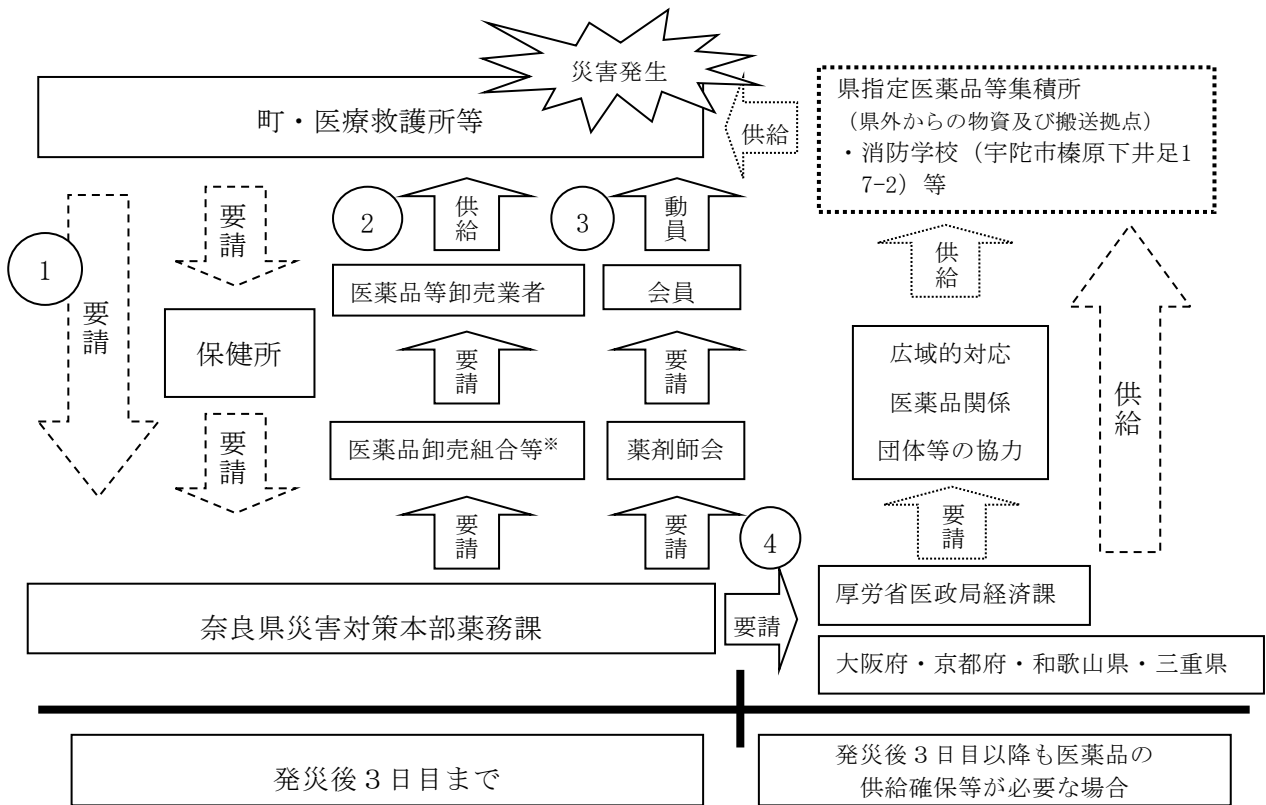
3 個別疾病対策

健康福祉部健康福祉班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4 医薬品等の調達・確保

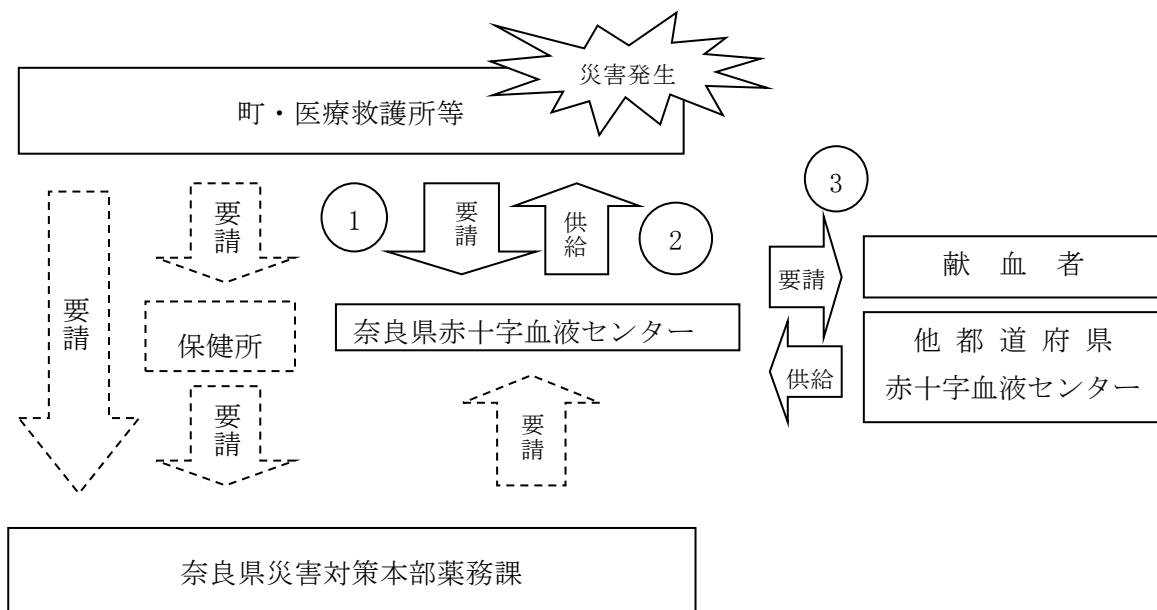
健康福祉部健康福祉班は、奈良県赤十字血液センター、田原本町医師会、奈良県歯科医師会、奈良県薬剤師会の町内会員及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、中和保健所に対して供給の要請を行う。



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部

医薬品等の要請・供給フロー



血液剤の要請・供給フロー

【本節に関する資料】

資料編 3-5-1 医療機関一覧表

第7節 避難所の開設・運営

町は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設し、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努めるとともに、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るよう配慮する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難所の開設	健康福祉部、教育部	
第2 避難所の管理・運営	健康福祉部、教育部	
第3 避難所の閉鎖及び縮小	総務部、教育部	
第4 在宅被災者等への支援	健康福祉部	
第5 被災者の安否情報	健康福祉部	

第1 避難所の開設

避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、教育部教育総務班がとりまとめを行う。
なお、町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性の確認を行う。

1 避難所の開設基準

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。

2 避難収容の対象者

(1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保等により緊急避難の必要がある者

(3) その他、本部長（町長）が必要と認める者

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した旅行者、外国人、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

3 避難所の開設方法

施設管理者は各避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は、あらかじめ指定した職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、教育部教育総務班の指示伝達により、あらかじめ指定された職員

が避難所に参集し、施設の警備担当者等と協力して避難所を開設する。

また、避難後、感染症の症状がみられる場合を想定し、居住場所、トイレ、食事受け渡し等、ゾーニングを行い、一時的な隔離措置が可能な体制を整える。

なお、感染症が流行している場合の措置について、避難所運営マニュアル等を参照し避難者を受け入れる。

4 避難所が不足した場合の対応

事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など、必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するものとし、上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

また、県と連携のもと、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

なお、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

5 防災関係機関への通知

総務部本部班は、教育部教育総務班の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を県知事に報告する。

また、避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

第2 避難所の管理・運営

教育部教育総務班は、施設管理者の協力を得て、避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は管理者が事前に指名した者とする。

2 避難所の運営

(1) 運営主体

避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。

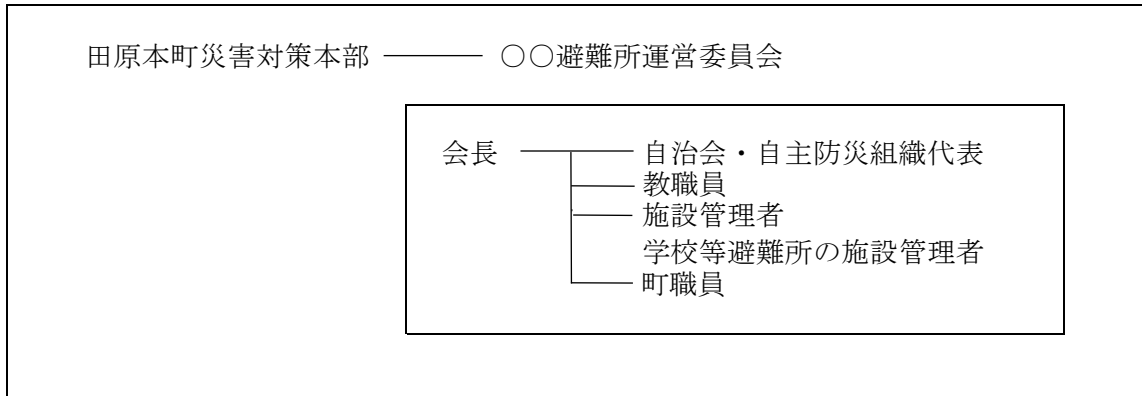
避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

(2) 避難所運営委員会の編成

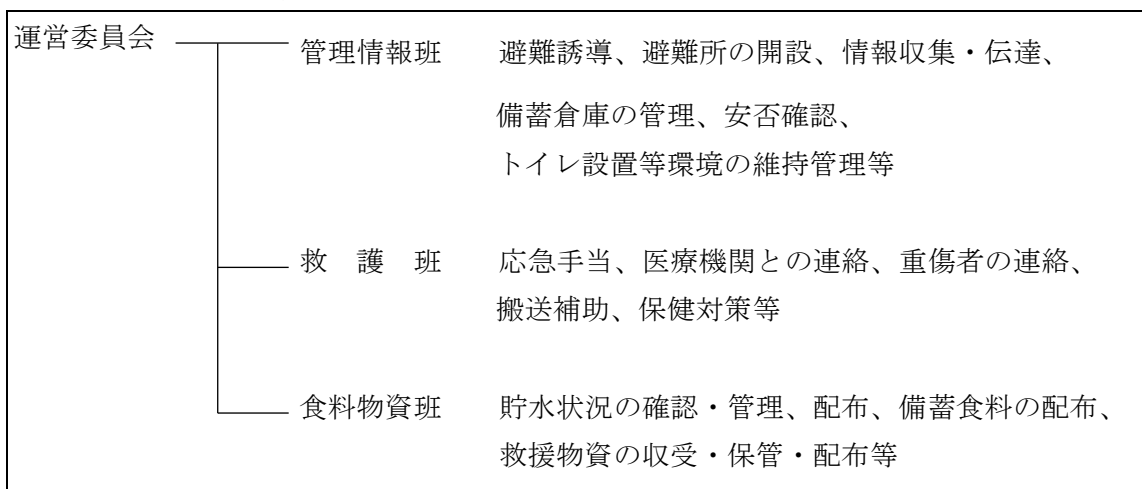
避難所管理責任者は、被災者を早期に収容するため、避難所ごとに自治会・自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して避難所運営委員会（仮称）を設置して対応するよう努める。この場合、学校などの避難所については、避難所運営委員会に教職員の参加協力を求める。

なお、避難所運営委員会の編成にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れた体制とするよう助言する。

避難所運営委員会編成例



避難所運営委員会の班構成編成例



3 ボランティアの役割

ボランティアは、災害ボランティアセンターと連携・調整しつつ、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

4 避難所の管理

避難所管理責任者は、町、住民組織、ボランティア等と連携のもと、以下の事項に留意し、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努め、避難所の管理を行う。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

県は、町より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行う。

また、感染症流行時には、避難所運営マニュアルをもとに、広報活動、公衆衛生等の感染症対策に留意して管理・運営を行う。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 避難者の把握

避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者収容記録簿を作成する。

(4) 食料、生活必需品等の請求、受取り、配布

避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について教育部教育総務班を通じて健康福祉部保険医療班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(5) 情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館内放送等により応急対策の実施状況・予定等の潤沢な情報の提供を行うとともに、避難者心得等を掲示し、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

(6) 生活環境への配慮

避難所生活の長期化に対応して、避難者の心のケアやプライバシーの確保、老若男女のニーズの違い等を踏まえるとともに、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施、ペットへの配慮など生活環境の整備に努める。

(7) 要配慮者への配慮

ア 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の派遣を要請し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対し、適切な福祉支援を実施する。

イ 避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。

ウ 避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

エ 調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について教育部教育総務班を通じて健康福祉部保険医療班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

オ スロープが設置されていない施設の場合は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

カ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の場合は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について健康福祉部健康福祉班、長寿介護班と協議する。

キ 必要に応じて社会福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう健康福祉部健康福祉班、長寿介護班と協議する。

ク 災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

(8) その他

ア 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

イ 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

ウ 暑さ寒さ対策に努める。

エ 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

オ 必要に応じ指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、

獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第3 避難所の閉鎖及び縮小

県及び町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

また、施設の本来機能を回復するため、被災地の状況が落ち着き、避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- 1 教育部教育総務班は、本部長（町長）から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- 2 避難所管理責任者は、避難所を閉鎖した場合、その旨を教育部教育総務班を通じて総務部本部班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- 3 避難所を閉鎖した場合、総務部本部班はその都度県知事に報告する。

第4 在宅被災者等への支援

健康福祉部保険医療班は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む。）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

1 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- （1）在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
- （2）在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
- （3）町は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

第5 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- 1 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- 2 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- 3 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第6 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

健康福祉部保険医療班は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

健康福祉部保険医療班は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン
- 資料編 5-9 避難所開設・運営に関する様式

第8節 要配慮者の支援

町は、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、防災関係機関・団体・事業所等と連携し継続した支援活動に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 安否の確認・被災状況の把握	健康福祉部	中和保健所、中和福祉事務所、町社会福祉協議会
第2 要配慮者への支援活動	健康福祉部	中和保健所、中和福祉事務所、町社会福祉協議会
第3 外国人への支援活動	健康福祉部、総務部、住民環境部、産業建設部	

第1 安否の確認・被災状況の把握

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

1 要配慮者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 避難行動要支援者名簿を活用するほか、地域住民、自治会、自主防災組織、民生児童委員、町社会福祉協議会、団体・事業所、並びに田原本町消防団、磯城消防署の協力を得て、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 社会福祉施設等の施設設備、職員、通入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 要配慮者への支援活動

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、被災した要配慮者に対し、福祉避難所の設置、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

1 福祉避難所の設置及び要配慮者の移送

(1) 福祉避難所の設置

避難生活の長期化が予測されるなど、災害の状況に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を管理責任者と調整して設置するとともに、福祉避難所の開設後は、防災関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

(2) 要配慮者の移送

避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

2 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 公的福祉サービス以外の生活支援ニーズについては、町社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる支援活動に努める。

(3) 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

3 食料等の確保

乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする場合、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品の備蓄にも配慮する。

4 福祉機器等の確保

要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

5 要配慮者施設への緊急入所等

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、社会福祉施設等通入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、（福祉）避難所等では生活ができない要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な要配慮者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

町内にある社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、通入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

6 情報提供

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、住民環境部総合窓口班が開設する被

災者相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

7 広域支援体制の確立

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、要配慮者に対する被災状況等の情報提供や奈良DWAT（奈良県災害派遣福祉チーム）の派遣を要請する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に奈良DWATや介護職員等の福祉関係職員を派遣し、避難所における福祉支援や要配慮者の他地域への社会福祉施設等への入所支援などが迅速に行えるよう広域調整と支援体制を確立する。

第3 外国人への支援活動

住民環境部総合窓口班は、関係各部各班及び県・国等防災関係機関と連携し、国際交流協会、ボランティア団体等の協力を得て、日本語を解しない、地理に不案内な外国人観光客等外国人被災者に配慮し、必要な支援活動を行うよう努める。

また、外国人向けに、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-5-3 要配慮者関連施設一覧表
- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

町は、洪水などによる被害拡大を防止するため、被害状況を速やかに把握し、防災関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 公共土木施設等	産業建設部、（総務部）	奈良国道事務所、中和土木事務所
第2 公共建築物等	各部	

第1 公共土木施設等

産業建設部まちづくり建設班は、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。

(1) 被害状況の把握

パトロール等により災害緊急点検を実施し、アンダーパスや低地区間の浸水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。

また、その他危険箇所の早期発見に努める。

なお、負傷者等の発生があった場合は、速やかに防災関係機関に通報するなど所要の措置を講じる。

(2) 被害状況の報告

災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに中和土木事務所に報告するとともに、総務部本部班を通じて、県（防災統括室）に報告する。

(3) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が浸水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者（奈良国道事務所、中和土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(4) 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合は、直ちに天理警察署に連絡のうえ、通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(5) 応急措置

被害を受けた町道については、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、当該道路管理者にその旨を報告するものとするが、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じる。

(6) 応急要請

町単独での道路の応急措置が困難な場合は、奈良国道事務所及び中和土木事務所に対し応援を

要請する。

また、本部長（町長）は、必要と認める場合、県知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

2 河川、水路、ため池

河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を中和土木事務所、天理警察署及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該施設管理者（中和土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに防災関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動等との連携を図る。

(5) 応援要請

町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

また、本部長（町長）は、必要と認める場合、県知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 公共建築物等

1 公共建築物等

各部は、所管公共建築物の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握し、総務部本部班へ報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

総務部本部班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示し、県等防災関係機関庁舎等の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握する。

2 庁舎、避難施設等

産業建設部まちづくり建設班は、県と連携のもと、速やかに庁舎、避難施設等防災上必要な施設の危険度判定を行い、総務部本部班へ報告するとともに、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

産業建設部まちづくり建設班及び教育部教育総務班は、防災上の機能に支障がある場合、緊急措置を講じる。

第10節 ライフライン等の確保

ライフライン・公共交通に関わる事業者は、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

また、災害によって途絶したライフライン施設、公共交通については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 上水道		磯城郡水道企業団
第2 下水道	産業建設部	
第3 電力		関西電力送配電株式会社
第4 LPガス等		LPガス事業者等
第5 電気通信		西日本電信電話株式会社等
第6 公共交通		近畿日本鉄道株式会社

第1 上水道

1 活動体制

磯城郡水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保するとともに、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、町、県、他の市町村等に応援を要請する。

2 応急措置

磯城郡水道企業団は、災害が発生した場合、水道事故対策書に基づき、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不相当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、町、県（広域水道センター・水資源政策課）、磯城消防署、天理警察署への通報、並びに付近住民への広報を行う。

3 応急復旧の方針

- (1) 施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒薬品を調達して復旧体制の確保を図り、送水管、配水施設等の基幹施設の復旧を最優先に行い、順次配水場に近い箇所から主要管路の復旧を進める。
- (2) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施するものとし、医療機関、避難所、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。

なお、管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

- (3) 作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。
- (4) 断水地域がおおむね解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

4 住民への広報

- (1) 上水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを町、防災関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。
- (2) 磯城郡水道企業団ホームページで広報するとともに、町ホームページ、広報車、自治会有線放送等を通じて、被害状況、復旧状況等及び節水に努めるよう広報を依頼する。

第2 下水道

1 応急復旧

産業建設部下水道班は、被災した公共下水道・特定環境保全公共下水道施設の応急復旧をおおむね以下のとおり実施する。

- (1) 被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。
- (2) 原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、社会福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。
- (3) 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と調整して必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。
- (4) 他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

2 住民への広報

産業建設部下水道班は、被害状況、復旧状況及び今後の見通しに関する広報を行うとともに、生活水の節水に努めるよう協力を要請する。

第3 電力

関西電力送配電株式会社は、風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、被災した電力施設の早期復旧を図る。

1 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、被害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次災害のおそれのある場合で関西電力送配電株式会社が認めた場合、又は県、町、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

2 応急措置・広報

- (1) 優先順位に基づく復旧作業の実施

ア 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則として医療機関、避難所、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先する。

イ 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の復旧の難易度を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

イ 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、住民に対する広報宣伝活動を行う。(ただし、大規模・広範囲な災害では、被害地区をくまなく巡回放送するのが困難であり、町等の協力を得ながら広報活動の展開を考える。)

(3) 電力の融通

災害により電気設備等が被災し、大幅な電力供給不足の事態が発生した場合、電力会社間で電力融通を迅速かつ円滑に行う。

第4 LPガス等

LPガス事業者及び簡易ガス事業者は、それぞれ水害、浸水地域のLPガス等施設による災害を最小限に止め、LPガス等の製造者及び消費者並びに地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

また、磯城消防署、天理警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

1 LPガス事業者

(1) 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

ア LPガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつLPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ 確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ 確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

エ LPガス施設が浸水した施設では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

(2) 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のLPガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

- ア 安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備、及びLPガス設備が浸水した地域のLPガス設備全てとする。
- イ 安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。
- ウ 安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

2 簡易ガス事業者

LPガス事業者に準じて行う。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを防災関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信

1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部の設置

災害の規模や状況により、情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域の防災関係機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災関係機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。

ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

(ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア 被災等の間合わせに対する受付体制を整える。

イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

オ 有機的な連携を強化するため、町及び県等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。

また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ、別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関

順位	復旧回線
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く。）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し、又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

(5) 通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。

(6) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(7) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(8) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 その他電気通信事業者

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、通信サービスを確保するため、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、災害応急対策及び災害復旧対策活動を速やかに実施する。

第6 公共交通

鉄道施設

近畿日本鉄道株式会社は、災害が発生した場合には被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

1 応急措置

(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて奈良県広域消防組合消防本部、天理警察署に通報し、出動を要請する。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

2 応急復旧の方針

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

3 代替輸送手段の確保

鉄軌道施設の被害状況に応じて代替交通輸送手段を確保するなど、輸送機能維持に努める。

4 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを町及び防災関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

【本節に関する資料】

資料編 3-2-4 防災関係機関連絡先一覧表

第11節 交通規制・緊急輸送活動

町は、救助・救急活動、医療活動及び避難の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努め、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 緊急輸送体制の確立	総務部、産業建設部	奈良国道事務所、 中和土木事務所、天理警察署
第2 陸上輸送	総務部、産業建設部、 健康福祉部	奈良国道事務所、 中和土木事務所、天理警察署
第3 航空輸送	総務部、健康福祉部	奈良県広域消防組合、天理警察署、 陸上自衛隊第4施設団
第4 交通規制	総務部、産業建設部	奈良国道事務所、中和土木事務所、 県公安委員会、天理警察署、 磯城消防署、陸上自衛隊第4施設団

第1 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送の実施体制

総務部総務班は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保に努め、関係各班が効率的に緊急輸送をできるよう調整を行う。

なお、緊急輸送の実施にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断するものとし、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送は、緊急度に応じ、各段階において輸送の範囲を次のとおり設定する。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、燃料、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者

- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ク 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ア 第1段階の続行
- イ 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ウ 傷病者及び被災者の被災外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

(3) 第3段階

- ア 第2段階の続行
- イ 災害応急対策に必要な要員及び物資

3 被害状況の把握

(1) 道路施設の点検

産業建設部まちづくり建設班は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署及び協定業者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設等（道路・橋梁、信号機）の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 県への点検結果の報告等

総務部総務班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示し、緊急輸送道路等の点検結果を県並びに中和土木事務所及び天理警察署に報告するとともに、町域にアクセスするその他の緊急輸送道路の状況について、中和土木事務所から情報を収集する。

第2 陸上輸送

町は、道路啓開によって緊急輸送道路を確保するとともに、輸送手段を確保し、住民の避難、災害応急対策要員の移送、救援・救助のための資機材、その他緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急輸送道路の決定と確保

(1) 緊急輸送道路の決定

産業建設部まちづくり建設班は、県（道路管理課）、天理警察署、奈良国道事務所、中和土木事務所と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

(2) 緊急輸送道路の道路啓開

産業建設部まちづくり建設班は、緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、町道の啓開作業を行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

また、奈良国道事務所、中和土木事務所が行う道路啓開作業に協力する。

2 緊急輸送道路の周知

(1) 関係各部及び防災関係機関への連絡

総務部本部班は、使用可能な緊急輸送道路について、関係各部及び防災関係機関に連絡する。

(2) 住民への広報

町長公室部秘書広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、住民へ広報する。

3 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人員や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 町が所有する全ての車両の集中管理を行う（ただし健康福祉部、産業建設部の車両を除く。）。

イ 車両が不足する場合は、輸送業者の車両を借り上げるものとする。それでもなお不足する場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等にあつせんを要請する。

(ア) 輸送区間及び借上期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集結場所及び日時

(オ) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

(カ) その他必要事項

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるようとりまとめにあたる。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を天理警察署又は交通検問所に持参し、緊急通行車両としての申請を行うようとりまとめにあたる。

(3) 車両の運用

ア 各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 広域応援・災害派遣部隊等受入拠点、物資集積場の確保

総務部本部班及び健康福祉部保険医療班は、関係各部・防災関係機関の協力を得て、それぞれ広域応援・災害派遣部隊等受入拠点、物資集積場を確保する。

第3 航空輸送

町は、輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 災害時用臨時ヘリポートの開設

総務部本部班は、県、奈良県広域消防組合消防本部、天理警察署、自衛隊等と協議し、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートの中から、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

(2) 利用可能状況の調査及び報告

総務部本部班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。

(3) 緊急ヘリポートの選定

総務部本部班は、奈良県広域消防組合消防本部と協議のうえ、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度が6度以内のこと

ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること

エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと

オ 車両等の進入路があること

カ 離着陸のため必要最小限度の地積が確保できること

(ア) 大型ヘリコプター：100m四方の地積

(イ) 中型ヘリコプター：50m四方の地積

(ウ) 小型ヘリコプター：30m四方の地積

2 輸送手段の確保

総務部本部班及び健康福祉部保険医療班は、災害応急活動上必要があると認めるときは、県に対し、県消防防災ヘリコプター等の出動要請をするほか、天理警察署、自衛隊等の協力を得て、航空輸送手段の確保に努める。

第4 交通規制

町は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 道路管理者による交通規制

産業建設部まちづくり建設班は、天理警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

(1) 町の管理道路

道路の破損、浸水、河川・ため池の決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、中和土木事務所、天理警察署との協

議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 県の管理道路

防災関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は制限を実施する。

(3) 国の管理道路

防災業務要領に基づき、防災関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

2 県公安委員会、天理警察署による交通規制

県公安委員会及び天理警察署は、災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

3 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し、移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合などは、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとる。

4 相互連絡

総務部本部班は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

5 交通規制の標識等の設置

産業建設部まちづくり建設班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

6 広報

総務部本部班及び町長公室部秘書広報班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、天理警察署、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る防災関係機関等に対して、その状況を連絡する。町長公室部秘書広報班は、住民に対して規制内容、迂回路等について広報する。

7 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

【本節に関する資料】

資料編 3-6-1 緊急輸送道路

資料編 3-6-2 町有車両一覧表

資料編 5-8 緊急通行車両確認に関する様式

第12節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣総理大臣が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合、町は、災害救助法の適用手続きを行い、同法に基づく救助を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害救助法の適用基準等	総務部	
第2 災害救助法の適用手続き	総務部	
第3 救助の実施	各部	

第1 災害救助法の適用基準等

1 災害救助法の適用基準

人口が30,000人超の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、県知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、60世帯以上の場合
- (2) 県域の滅失世帯数が1,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が30世帯以上の場合
- (3) 県域の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町域の被害世帯数が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、滅失世帯が多数である場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。

なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

滅失世帯の算定基準

全壊(全焼・流失)	世帯	1世帯	=	滅失世帯	1世帯
半壊(半焼)等著しく損傷した世帯		2世帯	=	滅失世帯	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって					
一時的に居住困難な世帯		3世帯	=	滅失世帯	1世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

第2 災害救助法の適用手続き

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

1 被害状況の調査・報告

本部長（町長）は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を県知事に報告する。

なお、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

2 災害救助法の適用申請

本部長（町長）は、町の災害の規模が前述の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合、直ちに次の事項を明確にしたうえで県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

第3 救助の実施

1 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救助の実施機関

(1) 町

災害救助法の適用に基づく救助活動は、国の責任において県知事が実施し、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し県知事による救助活動の実施を待つことができない場合、本部長（町長）は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに県知事に報告し指示を受ける。

また、本部長（町長）は、一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、県知事の職権の一部を委任された場合は、本部長（町長）が実施責任者となって、委任された事務を適正に実施し、県知事に報告する。

(2) 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、災害救助法を適用する場合で以下の事項に該当する場合、県知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を市町村長に委任する。

ア 市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られるとき。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であるとき。

3 救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

【本節に関する資料】

資料編 3-10-1 災害救助法による救助の程度と期間

第3章 応急復旧期の活動

第1節 緊急物資の供給

町は、家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 給水活動	総務部	磯城郡水道企業団
第2 水・食料及び生活必需品の供給	健康福祉部、産業建設部、総務部	農林水産省政策統括官、日本赤十字社奈良県支部

第1 給水活動

町は、飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

1 情報の収集

総務部本部班は、災害発生後、関係各部及び磯城郡水道企業団と連携し、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 配水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 県と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。
- (3) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
- (4) 医療機関、社会福祉施設、避難所等優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

2 飲料水等の確保

磯城郡水道企業団は、応急用飲料水並びに水道施設の確保を行う。

また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行う。

3 給水の実施

磯城郡水道企業団は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

(1) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者

(2) 目標量

発災当初被災者1人あたり1日3リットルを供給し、応急復旧の進捗にあわせ、以下のとおり順次供給量を増加する。

災害発生からの日数	一人あたり水量 (ℓ/日)	用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要な量)	給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要な量)	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要な量)	配水支線上の 仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常的生活	仮配管からの 各戸給水、共用栓

(3) 給水方法

ア 給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

イ 給水車による給水

避難所となる学校等の施設で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、配水場が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、給水を実施する。

ウ トラックによる給水

病院、診療所、人工透析医療施設、社会福祉施設等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、非常用飲料水用袋等を使用しトラックによる給水を実施する。

エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

(4) 応急給水実施の優先順位

病院、診療所、人工透析医療施設等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(5) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

4 広報

総務部本部班及び町長公室部秘書広報班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手段

ア 町ホームページ

イ 自治会（有線放送等）

ウ 広報車

エ 広報紙

オ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

(2) 広報内容

ア 給水時間及び給水場所

イ 容器持参の呼びかけ

ウ 断水の解消見込みその他必要な情報

5 応援要請

磯城郡水道企業団は、単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具・消毒薬品・水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数

(6) その他必要な事項

第2 水・食料及び生活必需品の供給

災害の発生に際し、住民・町・県等それぞれの役割分担を明確にして、被災住民の保護を目的とした水・食料及び生活必需品等の供給に努める。

1 住民、町、県の役割分担

(1) 住民

住民は、あらかじめ備蓄しておく1週間分の食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

(2) 町

町は、被災住民等に対する物資の供給を行うため、計画を策定し、地域に即した方法等により供給を行う。

また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用する。

(3) 県

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。

また、県は被災市町村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

2 食料の供給

健康福祉部保険医療班は、避難者、被災者等に対する食料を確保し、応急供給を実施するよう努める。

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ ライフライン被災によって調理ができない者
- ウ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- エ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(2) 必要量の把握

それぞれ所管する各部から報告された食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

また、食料供給対象者数のうち高齢者用食や粉・液体ミルクの必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 食料の確保

供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

ア 備蓄食料

災害発生当初は、調理を必要としない町災害用備蓄物資により対応する。

イ 調達食料

産業建設部地域産業推進班の協力を得て、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、災害救助法が適用された場合の米穀の確保については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県に対し災害救助用米穀等の供給を要請するものとし、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に対して直接災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。この連絡を行った場合、町長は、その旨を県知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により米穀の供給を要請する。

なお、町において食料の調達が困難な場合は、県、他の市町村等に応援を要請するものとし、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 食料の内容等

被災者に供給する食料は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し食中毒の防止等の衛生面に十分配慮するとともに、臨機に必要な食料を定めて確保する。

確保の方法	食料の内容
備蓄食料	アルファ化米、缶入りパン
調達食料	精米・即席メン等の主食、野菜・漬け物等の副食等、並びに弁当類

(4) 供給方法

備蓄食料は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

また、調達食料は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、

地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食料を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

3 炊き出しの実施

健康福祉部保険医療班は、組織体制等が整ってきた段階において、教育部教育総務班の協力により炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、自治会、日赤奉仕団、婦人会等に協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所に指定される学校給食施設等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

4 生活必需品の供給

健康福祉部保険医療班は、被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

(1) 生活必需品供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 必要量の把握

生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、生活必需品対象者数のうち哺乳瓶、オムツ、生理用品等老若男女のニーズの違い、及び要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 生活必需品の確保

供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

ア 備蓄品

災害発生当初は、各避難所に備蓄される備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

イ 調達品

産業建設部地域産業推進班の協力を得て、大規模小売店舗等から調達するとともに、流通状況に応じ、レンタル業者その他の業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務部本部班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮するとともに、老若男女のニーズ、要配慮者のニーズ等被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄品	紙おむつ（新生児用、S、M、L）、毛布
調達品	※不足する場合の上記のものに加え 被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、タオル、石鹸・歯ブラシ等日用品、要配慮高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(4) 供給方法

備蓄品は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

また、在宅の被災者への配布についても考慮する。

5 物資の調達・供給状況の報告等

総務部本部班は、県に対し、迅速かつ緊密に以下の情報交換を行う。

- (1) 住民等の状況調査結果及び状況の変化
- (2) 物資の調達及び供給状況

【本節に関する資料】

- 資料編 3-8-1 上水道施設の現況
- 資料編 3-8-2 応急給水用資機材の現況
- 資料編 3-8-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

第2節 防疫・保健衛生活動

町は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 防疫活動	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会
第2 食品衛生管理	健康福祉部	中和保健所
第3 保健衛生活動	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会
第4 愛玩動物の収容対策等	健康福祉部	景観・環境総合センター、 県獣医師会、天理警察署

第1 防疫活動

健康福祉部健康福祉班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）並びに災害防疫実施要綱（昭和40年 厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、中和保健所と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫措置を講じる。

また、町単独での実施が不可能又は困難なときは、中和保健所に応援を要請し、中和保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

1 消毒措置の実施（感染症法第27条・第29条）

中和保健所の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

中和保健所の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

県の指示により、被災地域における感染症の未然防止又は拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、中和保健所及び田原本町医師会の協力を得て、種類、対象及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

4 生活用水の供給（感染症法第31条）

県の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行うものとする。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における

水の衛生的処理について指導を徹底する。

5 防疫調査・健康診断

中和保健所、田原本町医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

なお、県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症*のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行うとともに、一類感染症及び二類感染症患者が発生した場合、県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行う。この場合、中和保健所は、入院の必要がある感染症患者に対して、入院の勧告等を行い、健康福祉部健康福祉班は、この実施に際して協力する。

※ 一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱）
二類感染症（ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、MERS（中東呼吸器症候群）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19））
三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）
新型インフルエンザ等感染症

6 避難所等の防疫指導

中和保健所の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努める。

また、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

7 衛生教育及び広報活動

被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を、適宜中和保健所の指導、指示を受け、実施する。

8 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

9 県等への協力要請

中和保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得ても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部 医療政策局 疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

10 その他の措置

その他、感染症法により、県の指示を受け必要な措置を行う。

11 報告

中和保健所を経由して県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

12 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務部本部班及び中和保健所を経て県に提出する。

第2 食品衛生管理

健康福祉部健康福祉班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、中和保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

中和保健所は、防災関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について、現地指導の徹底によって食中毒の発生を防止する。

- (1) 炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査
- (2) 食品取扱者の衛生指導及び健康診断（検便）
- (3) 飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
- (4) 食品保管庫・食品器具の衛生指導及び検査

2 食中毒発生時の対応方法

健康福祉部健康福祉班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 保健衛生活動

健康福祉部健康福祉班は、避難所における健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や防災関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。

また、必要に応じ、県に対し保健師等の派遣を要請する。

1 在宅難病患者対策

災害時の在宅難病患者に対する医療や保健サービスを確保するため、地域住民の協力による難病患者の把握並びに保健所及び訪問看護ステーション等との連携による安否確認を実施する。

また、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信等を行う。

なお、人工透析患者については、災害時においても継続して治療を行う必要があることから、県の協力のもと、人工透析医療機関の活動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関

等へ提供するなど受療の確保に努める。

2 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

(1) 安否確認等

中和保健所と連携し、相談支援事業等防災関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

(2) 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

障害福祉サービス事業所等の被害状況を把握するとともに、利用可能な施設の活用について検討する。

また、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のための精神科病床及び搬送体制を確保する。

第4 愛玩動物の収容対策等

健康福祉部健康福祉班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、飼い主のわからない愛玩動物の保護収容や死亡動物の適切な収集・処理等を実施する。

1 愛玩動物の保護

動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物や、飼い主とともに避難所に避難してきた動物の保護及び適正飼育を行うため、県、県獣医師会等の防災関係機関、ボランティア団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

2 特定動物の逸走対策

特定動物[※]の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、県と連携して付近住民への周知にあたりるとともに、捕獲等が必要な場合は、天理警察署等防災関係機関に協力を要請する。

※ 特定動物：人命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、クマ等）
--

3 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡するなど、飼養者の責務を全うするよう努める。

4 死亡動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、健康福祉部健康福祉班が関係各部、防災関係機関等と連携し、死亡動物の適切な収集・焼却等を行う。

【本節に関する資料】

資料編 3-5-2 防疫用備蓄品の現況

第3節 遺体の収容・処理及び火葬等

町は、天理警察署と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 遺体の収容	健康福祉部	国保中央病院、田原本町消防団、天理警察署、田原本町医師会
第2 遺体の処理及び火葬等	健康福祉部	国保中央病院、天理警察署、田原本町医師会

第1 遺体の収容

健康福祉部健康福祉班は、遺体を発見した場合、住民福祉部等関係各部及び天理警察署、田原本町消防団、国保中央病院、田原本町医師会等防災関係機関と連携し、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに天理警察署に連絡する。
- (2) 天理警察署は、遺体の検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は健康福祉部健康福祉班）に引き渡す。

2 遺体の収容

健康福祉部健康福祉班は、防災関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

- (1) 遺体収容所の開設
遺体収容所は、公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
- (2) 検視及び検案
警察官の検視及び医師の検案は、現場又は医療救護所において行う。ただし、現場の状況等によって現場又は医療救護所での検視、検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。
- (3) 収容
警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、健康福祉部健康福祉班及び天理警察署その他防災関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

第2 遺体の処理及び火葬等

健康福祉部健康福祉班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、国保中央病院、田原本町医師会等防災関係機関の協力を得て、遺体の処理及び火葬等を実施する。

1 遺体の処理範囲

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 遺体の一時保存

2 資機材等や車両の調達

- (1) ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、速やかに調達する。
- (2) 資機材等や車両の調達が困難な場合は、県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

3 遺体の身元確認

- (1) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- (2) 身元不明の遺体については、天理警察署、その他防災関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

4 遺体の引き渡し

- (1) 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- (2) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ、引渡す。
- (3) 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、本部長（町長）の判断に基づき健康福祉部保険医療班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。

5 遺体の火葬等

- (1) 対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- (2) 必要に応じ、火葬相談室等を設置し、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務部本部班が確保する。
- (4) 火葬後の遺骨は一時保管して、縁故者が判明次第引き渡すものとし、骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

6 大規模災害発生時における県及び他市町村との連携

大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の処理や火葬が速やかに実施できるよう、次の事項を示したうえで、県に対して県内他市町村、又は近隣市町村の火葬等の受入れを要請する。

また、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

- (1) 捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 捜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な搬送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

【本節に関する資料】

資料編 3-9-3 火葬場施設一覧表

第4節 廃棄物の処理等

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。また、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 し尿処理	住民環境部	天理市環境クリーンセンター
第2 生活ごみ処理	住民環境部	清掃センター
第3 がれき処理	産業建設部	
第4 環境保全対策	住民環境部、総務部	景観・環境総合センター

第1 し尿処理

住民環境部環境管理班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集を行い、天理市環境クリーンセンターにて処理を実施する。

1 初期対応

処理を計画的に実施するため、以下の情報を把握するとともに、県に報告する。

- (1) 下水道班と連携のもと、それぞれ所管する下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込み、避難所等の場所、避難人員を勘案し、仮設トイレの必要数を把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、倒壊家屋等の便槽及び避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握する。
- (4) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者向けに配慮した仮設トイレ等の必要数を把握する。

2 災害時応急処理体制の確立

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキューム車によるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

また、必要に応じて民間事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。

3 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準をめやすとして設置する。

仮設トイレ設置台数：1台/100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務部本部班を通じ県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア トイレトペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。

ウ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、防災関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

4 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

(1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。

(2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者等に委託し、くみ取り消毒を行う。

(3) 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、使用上の注意事項の徹底及び日常の清掃等を要請する。

5 処理

倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、天理市環境クリーンセンターで処理する。

なお、浸水等が発生した地域を優先的にかつ迅速な応急くみ取りを実施する。

6 応援要請

町単独でし尿の収集が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、県、他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(1) 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

第2 生活ごみ処理

産業建設部環境管理班は、被災地域の衛生状態の保持のため、生活ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 事前対応

【警戒レベル3】高齢者等避難が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備する。

2 初期対応

処理を計画的に実施するため、生活ごみ処理に必要な情報を把握し、県に報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

- (1) 避難所をはじめ被災地域における生活ごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) 清掃センターの被害状況及び復旧見込みを把握する。支障を発見した場合は、稼働できるような措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

3 生活ごみ収集体制の確立

- (1) 被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域から生活ごみの収集・搬送を行う。収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。
- (2) 効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。
- (3) 収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借り上げにより短期間に作業を完了させる。

4 処理対策の実施

(1) 生活ごみの一時集積

清掃センターでの処理能力を上回るごみが発生したときは、周辺の環境に留意し、総務部本部班と調整のうえ、公有地等をごみの臨時集積所として確保・指定する。

この場合、浸水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさないよう場所の選定を行うとともに、カラス等による散逸防止の処置を講じる。

また、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積所については定期的な消毒を実施する。

(2) 生活ごみの搬送方法

生活ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

ア 生活ごみは、平時の分別区分による収集を実施する。

イ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。

ウ 災害により道路に排出された生活ごみは、臨時集積場にじん芥車両を適宜配車して、収集・搬送する。

(3) 生活ごみの処理

ア 生活ごみの処理は、清掃センターで行う。

イ じん芥、汚泥は清掃センターで焼却、若しくは最終処分場へ搬送する。

ウ 最終処分は、搬送先の最終処分場にて行う。

5 応援要請

町単独で生活ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部本部班を通じて県及び他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。特に、最終処分場及び仮置場の確保については、大規模な被害の場合不足することが明らかのため、速やかに県に対し、協力支援を要請する。

- (1) 災害の発生日時、場所、生活ごみの発生状況（処理量、処理期間等）
- (2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

6 住民への広報

水害発生時、生活ごみの排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに以下の事項について、必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民が生活ごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 町の問い合わせ窓口

第3 がれき処理

産業建設部まちづくり建設班は、迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

関係各部及び防災関係機関からがれき処理に必要な情報を把握し、がれき発生量を県に報告するとともに、応急的な収集処理計画を策定する。

- (1) 河川施設被害、道路交通障害、被災家屋調査結果等をもとに、がれきの発生量を把握する。

- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが必要な場合、総務部本部班と調整のうえ、周辺環境に留意し公有地等を仮置場として選定・確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 がれき処理・収集体制の確立

関係各部及び防災関係機関と連携し、がれき処理・収集体制を確立する。

(1) 住宅関連のがれき処理

災害救助法が適用された場合の住宅関連のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、日常生活に支障をきたす住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理に伴い発生したがれきを仮置場又は処理施設まで搬送する。

なお、被災住宅の解体、撤去によるがれきの運搬は、原則としてその所有者が行う。

(2) 道路上のがれき処理

道路上のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、町所管の道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている障害物（がれき）について仮置場又は処理施設まで搬送する。

(3) 河川関係のがれき処理

河川関係のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去し、仮置場又は処理施設まで搬送する。

(4) 鉄軌道上のがれき処理

鉄軌道上のがれき処理及び処分については、鉄道施設管理者が行う。

(5) 所管の不明ながれき処理並びにがれきの処分

所管の不明ながれきについては、産業建設部まちづくり建設班が仮置場又は処理施設まで搬送するとともに、収集されたがれきの処分を行う。

3 がれきの処理・処分の基本方針

がれきの処理・処分にあたっては、関係各部及び防災関係機関と連携し、以下のとおり行う。

- (1) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。
- (3) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。
- (4) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (5) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (6) 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。
- (7) 仮置場に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の最小化・円滑化を図る。
- (8) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (9) 道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。そのため必要な措置を講じる。

4 応援要請

町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部本部班を通じて、県及び他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。

また、災害の状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し特別の措置を要請する。

- (1) 災害の発生日時、場所、がれきの発生状況（処理量、処理期間等）
- (2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

5 住民への広報

町長公室部秘書広報班を通じて、がれきの処理・処分方法（特に分別の厳守）、道路、公園、河川等への不法投棄防止への協力について、必要な情報を広報する。

第4 環境保全対策

総務部本部班は、被災地域の環境保全のため、住民環境部環境管理班や県と連携し、大気、水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

なお、建築物の被災、解体に伴い環境保全対策については、有害物質等の漏洩防止、粉塵飛散防止、アスベスト飛散防止、がれき等の搬出時の飛散防止等について業者等への指導等を行う。

【本節に関する資料】

資料編 3-9-1 ごみ・し尿処理施設一覧表

資料編 3-9-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する業者

第5節 住宅応急対策

町は、被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。あわせて、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 住居障害物の除去	産業建設部	
第2 被災住宅の応急修理	産業建設部	
第3 被災宅地の危険度判定	産業建設部、総務部	
第4 応急仮設住宅の建設	産業建設部	一般社団法人プレハブ建築協会
第5 公営住宅等への一時入居	産業建設部	奈良県営住宅管理事務所
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	産業建設部	

第1 住居障害物の除去

産業建設部まちづくり建設班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。

なお、災害救助法適用による住居障害物の除去は、県知事が実施するものとするが、県知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

1 除去の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者とする。

2 除去作業

- (1) 産業建設部まちづくり建設班は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。
- (2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

必要に応じて、総務部本部班を通じ県へ要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

4 その他

仮置場への運搬、処理その他必要な事項については、第3編「風水害等応急対策計画」第3章「応急復旧期の活動」第4節「廃棄物の処理等」第3「がれき処理」による。

第2 被災住宅の応急修理

産業建設部まちづくり建設班は、建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼し、最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

なお、災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、県知事が実施するものとするが、県知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼した者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理できない者とする。

2 修理作業

- (1) 災害救助法が適用された場合、県知事が建設業者に請け負わせて応急修理を実施することを原則とするが、本部長（町長）が県知事の委任を受けた場合及び災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が建設業者に請け負わせてこれを実施する。
- (2) 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために必要な部分とする。

第3 被災宅地の危険度判定

産業建設部まちづくり建設班は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するため、必要に応じて被災宅地危険度判定士による危険度判定作業を実施する。

なお、被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数が不足する場合、産業建設部まちづくり建設班は、総務部本部班を通じ、県及び他の市町村へ被災宅地の危険度判定の支援を要請する。

第4 応急仮設住宅の建設

産業建設部まちづくり建設班は、災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、県及び災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する。応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。

なお、災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、県知事が実施し、本部長（町長）はこれに協力するものとするが、県知事から委任された場合は、本部長（町長）がこれを実施する。

1 入居対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

総務部本部班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し建設用地を選定する。

なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 必要に応じ県に対し、支援を要請して応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の設置にあたっては、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅について、その必要量を建設するよう要請するとともに、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 災害救助法が適用された場合、県は、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について、一般社団法人プレハブ建築協会と調整し、応急仮設住宅を建設する。
- (3) 災害救助法適用による応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

4 入居者の選定

- (1) 入居者の選定は、原則として、県の委任により、産業建設部まちづくり建設班が行う。ただし、広域避難に対応する場合には、県が町の協力を得ながら実施する。
- (2) 選定にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア 高齢者や障害者等の優先入居を行うこと。
 - イ 地域コミュニティとしての一体性を維持し、高齢者や障害者が孤立することのないよう配慮すること。
 - ウ 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避すること。
 - エ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行うこと。

5 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県の委任により、産業建設部まちづくり建設班が実施する。

第5 公営住宅等への一時入居

産業建設部まちづくり建設班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、公営住宅等の一時使用を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

産業建設部まちづくり建設班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブル防止のため、県・国・協力団体等と連携し、建築・補修業者の広域的確保と費用の適正化確保に努めるとともに、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第6節 応急教育等

町は、災害に際して、幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、教職員、防災関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

なお、高校その他の教育施設については、各防災関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町の幼稚園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 学校・園施設の応急対策	教育部	学校長・園長
第2 応急教育の実施	教育部	学校長・園長
第3 園児・児童・生徒に対する援助	教育部	学校長・園長、中和保健所、中央こども家庭相談センター
第4 社会教育施設等の応急対策	教育部	

第1 学校・園施設の応急対策

教育部教育総務班は、各学校長・園長等と連携し、以下のとおり災害発生後の応急対策を行う。

この際、警報、特別警報が発表されている期間については休校となることから、連絡体制及び登下校時の安全確保等必要な措置を講じる。

1 園児・児童・生徒の安全確保

(1) 幼稚園・小中学校における防災計画の策定

幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、災害発生時における園児・児童・生徒の安全確保を図るため、以下の事項に留意のうえ、町地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

ア 防災体制に関する内容

(ア) 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校（園）防災本部の設置）

(イ) 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）

(ウ) 家庭や地域との連携（園児・児童・生徒の引き渡し訓練や町地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

イ 安全点検に関する内容

(ア) 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）

(イ) 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）

(ウ) 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

ウ 防災教育の推進に関する内容

(ア) 防災教育の推進及び指導計画の作成

(イ) 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処理能力の向上や「心のケア」対策の充実）

エ 防災（避難）訓練の実施に関する内容

(ア) 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）

(イ) 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）

(ウ) 園児・児童・生徒の安否確認

(エ) 園児・児童・生徒の保護者への引き渡し訓練

オ 緊急時の連絡体制及び情報収集

(ア) 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）

(イ) 防災関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制

(ウ) ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

カ 学校等が避難所になった場合の対応

(ア) 町及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）

(イ) 施設開放区域の明示

(ウ) 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

(2) 応急措置

幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、あらかじめ定めた計画に基づき、園児・児童・生徒の生命の保護を最優先とした避難誘導活動に努める。

ア 校内での応急対応

(ア) 園児・児童・生徒、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。

(イ) 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。

(ウ) 非常持ち出し品の搬出を指示する。

(エ) 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討するとともに、園児・児童・生徒の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(オ) 避難措置完了後、速やかに保護者等と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

イ 登下校時及び休日等の応急対応

(ア) 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、園児・児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。

(イ) 園児・児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、防災行政無線、家庭連絡網等により保護者又は園児・児童・生徒に連絡する。

(ウ) 避難場所の安全を確認、確保するとともに、登校してきた園児・児童・生徒を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

なお、下校時においては、学校等に戻ってきた園児・児童・生徒を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。

(エ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

ウ 幼稚園・小中学校行事（校外）における応急対応

- (ア) 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、園児・児童・生徒、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示するとともに、定期的な連絡、報告を指示する。
- (イ) 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
- (ウ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

(3) 留意事項

台風等、警報の発表が予想される場合、奈良地方気象台の情報に注意し、次の事項に留意する。

- ア 午前中に警報等の発表が予想される場合は、休校（園）の措置を講じ、保護者等に連絡する。
- イ 下校前に警報等が発表された場合は、奈良地方気象台の情報に注意し、校（園）内にとどめ、保護者等の迎えを待つか、安全な時期に集団下校させるかを決定する。

2 施設の被害状況の把握・報告

(1) 幼稚園・小中学校の管理責任者

幼稚園・小中学校の管理責任者は、以下の項目について、調査・把握し、教育部教育総務班に速やかに連絡報告する。

なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び教職員の参集状況について把握している限りを報告する。

- ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
- イ 教職員の被災状況
- ウ 幼稚園・小中学校施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項
- オ 応急教育の実施にあたって必要と認める事項（施設・設備、人員等）

(2) 町

教育部教育総務班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、直ちに総務部本部班に被害状況を報告するとともに、必要に応じて速やかに県教育委員会企画管理室に報告する。

- ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
- イ 教職員の被災状況
- ウ 学校・園施設の被害状況
- エ その他教育施設等の被害状況
- オ 応急措置を必要と認める事項

3 避難所等の開設及び運営への協力

幼稚園・小中学校の管理責任者は、避難所等災害対策活動拠点となる幼稚園・小中学校における避難所の開設及び運営に積極的に協力する。

4 応急復旧対策

教育部教育総務班は、災害発生後、以下のとおり速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業の実施体制を整える。

- (1) 災害による被害の軽易な復旧は、学校長・園長に委任する。

- (2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校・園施設等の建設を検討する。
- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ア 隣接学校・園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
 - イ 学校・園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

第2 応急教育の実施

教育部教育総務班及び幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講じるものとし、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の、罹災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って応急教育を実施する。

- (1) 臨時休校
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 教室等の確保

学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。

3 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

4 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

- (1) 不足教職員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
- (2) 当該学校内で操作できない場合は、教育部教育総務班において操作する。

(3) 教育部教育総務班で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

5 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、立入禁止区域の設定等安全対策を講じるとともに、園児・児童・生徒に対して危険防止に関する指導の徹底を図る。

また、施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

なお、災害規模や被害の程度によっては、県教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

6 園児・児童・生徒及び保護者への対応

(1) 地域ごとに教職員の分担を定め、できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、園児・児童・生徒の正確な被災状況の把握に努める。

(2) 休校（園）や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、園児・児童・生徒の心のケアを優先的に考えた対応を行う。

(3) 園児・児童・生徒及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Web ページ、電話、防災行政無線等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

第3 園児・児童・生徒に対する援助

教育部教育総務班は、各学校長・園長等及び関係各部・機関と連携し、学校給食の早期再開、園児・児童・生徒の健康管理に万全を尽くすとともに、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

2 園児・児童・生徒の健康管理

- (1) 被害の状況を勘案し、各学校長・園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
- (2) 被災地域の園児・児童・生徒に対して、中和保健所、学校医及び健康福祉部健康福祉班と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- (3) 被災した園児・児童・生徒に対しては、中和保健所、中央子ども家庭センター等専門機関との

連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の解消、健康の保持、心のケア等に努める。

(4) 被災状況に応じて、中和保健所及び健康福祉部健康福祉班と緊密な連絡をとり被災学校・園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

3 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

4 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給するため、応急教育に必要な教科書及び学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、その調達及び配分を行う。

また、調査の結果、教科書等の確保が困難な場合、県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

5 転出、転入の手続き

園児・児童・生徒の転出・転入について、状況に応じ、迅速かつ弾力的措置をとる。

第4 社会教育施設等の応急対策

教育部生涯教育班及び図書館班は、災害に際して、所管する田原本町公民館、町立図書館、唐古・鍵考古学ミュージアム等社会教育施設の利用者の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに施設の再開等を迅速に行うため、以下のとおり必要な措置を講じる。

1 利用者の安全確保

施設の管理者は、災害発生時には、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止するなど状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設の利用者、職員の安全を確保する。

2 避難誘導

施設の管理者は、施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 その他の応急措置

(1) 施設の管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講じる。

(2) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

(3) 施設の管理者は、以下の項目について、教育部生涯教育班に速やかに連絡報告する。

なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び職員の参集状況について把握している限りを報告する。

ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況

- イ 職員の被災状況
- ウ 施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項

(4) 教育部生涯教育班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、教育総務班を通じて、総務部本部班に被害状況を報告する。

- ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況
- イ 職員の被災状況
- ウ 社会教育施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項

【本節に関する資料】

資料編 3-11-1 田原本町気象警報発令等における臨時休業の措置要領

第7節 文化財応急対策

町は、指定されている文化財等（以下「文化財」という。）の所有者又は管理者の協力のもと、文化財の安全性を確保することを第一の目的とし、文化財的価値を損なわないよう、被害の拡大防止に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被害状況の把握	教育部	
第2 応急措置（文化財別の保護の方法）	教育部	
第3 埋蔵文化財に関する措置	教育部	

第1 被害状況の把握

1 被害状況の把握

教育部文化財保存班は、災害発生後、指定文化財の被害について調査し、文化財の被害状況の調査とともに、所有者、管理者の安否を確認する。

また、調査後、県へ報告する。

2 災害発生の通報

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生した場合、その被害状況について直ちに消防並びに県教育員会へ通報する。

なお、災害によって交通等が遮断され、被害の確認が困難な場合にも、同様にその旨を通報する。

第2 応急措置（文化財別の保護の方法）

1 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行うものとする。

（1）文化財建造物等に延焼の危険がある場合

消火活動に努めるとともに、延焼により焼失が確実と思われる場合は、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

（2）文化財建造物が災害により大きく破損した場合

ア 危険部分を撤去及び格納するとともに、雨水の浸透を防ぐため、破損部分を防水シートで覆う。

イ 軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持するとともに、危険部分に立入制限の措置をとる。

ウ 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速

やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

- (3) 文化財建造物の主要な構造部分が災害により大きく傾斜した場合
支柱やワイヤー等で一時的に支持するとともに、全体に立入制限の措置をとる。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものの倒壊、浸水又はその危険性がある場合、可能な限り速やかに当該施設から文化財を搬出し、その保護・保存を図る。

あわせて、被災した文化財に関しては、文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等での確かつ詳細に記録し、本格的な修理・修復に備えるものとする。

- (1) 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録したうえ、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱等の容器に個別別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

- (2) 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いため、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める。

また、煤、汚れなどを清掃することは避ける。

- (3) 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所へ移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要がある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応をとる。

- (4) 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

搬出作業にあたっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

搬出にあたっては、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながらその員数を確認し、写真等でその状況を記録する。

3 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は、可能な限り被害状況の把握に努めるとともに、二次的倒壊・崩落を極力防止するため、危険のない範囲で応急的措置を講じるものとする。

第3 埋蔵文化財に関する措置

- 1 教育部文化財保存班は、災害復旧事業として認定された事業などに伴い、発掘調査を必要とする場合には、県及び文化庁と対応について協議する。
- 2 その他必要と認める場合には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に関する措置に準ずる取扱いを行う。
- 3 教育部文化財保存班は、県、国等に要請し、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体

制を確立する。

【本節に関する資料】

資料編 2-1-6 指定文化財一覧表

資料編 2-1-7 田原本町文化財分布図

第8節 ボランティア等自発的支援の受入れ

町は、町・県社会福祉協議会等の防災関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 ボランティアの受入れ	各部	町社会福祉協議会 県社会福祉協議会 日本赤十字社奈良県支部
第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分	総務部、健康福祉部	日本赤十字社奈良県支部
第3 海外からの支援の受入れ	町長公室部	

第1 ボランティアの受入れ

健康福祉部健康福祉班及び町社会福祉協議会は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、県の「県ボランティア・NPO活動情報提供システム」等を活用してボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

また、町及び県は、町及び県の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらと異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

1 一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

関係各部署は、各部署が所管する応急対策の実施にあたって、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

また、そのために必要な情報（ボランティアの活動場所、活動内容、人数等）をとりまとめ、健康福祉部健康福祉班に連絡する。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障害者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助

オ 要配慮者のニーズ把握や安否確認

カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

健康福祉部健康福祉班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 災害ボランティアセンターの設置

健康福祉部健康福祉班は、町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて、町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

健康福祉部健康福祉班は、災害ボランティアセンターをはじめとして、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

健康福祉部健康福祉班は、災害ボランティアセンターと情報を共有・連携し、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

また、町社会福祉協議会と連携のうえ、県が県社会福祉協議会と共同して設置・運営する奈良県災害ボランティア本部との情報交換等を行う。

3 専門的なボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

ボランティア活動の調整、無線通信、通訳等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務部本部班は各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。専門的なボランティアは次のとおりである。

ア 医療分野（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師等）

イ ボランティアコーディネーター

ウ アマチュア無線技師

エ 通訳（外国語、手話）

オ 特殊車両等の操縦、運転の資格者等

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部本部班が行う。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

総務部総務班、総務部本部班及び健康福祉部保険医療班は、寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分等

(1) 受入れ

総務部総務班（経理担当）は、義援金の受入窓口を開設し、町としての受入業務を行う。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、各部長を構成員とする義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者等に情報を提供し、配分する。

(4) 日本赤十字社等の義援金募集に関する広報

町長公室部秘書広報班は、日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等が行う義援金の受入れ・管理等について、町ホームページ、広報紙等により広報活動その他必要な支援を行う。

2 救援物資の受入れ及び配分

健康福祉部保険医療班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。ただし、大規模災害発生により町の受入体制が整わないと判断される場合は、救援物資の受入れが困難であり、当面の受け付けは義援金に限る旨の本部長（町長）声明を町ホームページに掲載するとともに、報道機関に対して周知協力を要請する。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

イ 仕分け作業が迅速に行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

（ア）救援物資は荷物を開梱することなく物資名、数量がわかるように表示すること

（イ）複数の品目を梱包しないこと

（ウ）腐敗する食料は避けること

(2) 保管

救援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、実施する。

(4) 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

第3 海外からの支援の受入れ

町長公室部人事班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 連絡調整

海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

各部、県等防災関係機関と連携し、海外からの支援の受入れを以下のとおり行う。

(1) 次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地域のニーズと受入体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4章 その他災害応急対策

第1節 大規模火災対策

町は、火災発生時の初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、自主防災組織等を中心とした地域住民の手により出火や延焼の未然防止を図るとともに、消防相互応援体制等の整備・充実を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 消火活動	総務部	磯城消防署、田原本町消防団
第2 人命救助活動	総務部	磯城消防署、天理警察署、田原本町消防団
第3 消防活動に係る応援の要請・受入れ	総務部	奈良県広域消防組合消防本部
第4 地域住民との連携	総務部	

第1 消火活動

磯城消防署は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

また、田原本町消防団は、磯城消防署と協力し、消火活動を実施する。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防御活動の原則

(1) 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等防御を行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防御する。

(3) 市街地火災防御優先

工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防御を優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防御を優先する。

第2 人命救助活動

磯城消防署は、天理警察署や田原本町消防団等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 活動の方針

(1) 磯城消防署は、天理警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。

また、必要に応じて奈良県消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務部本部班を通じ協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

(1) 重傷・重体者の救出を優先する。

(2) 被害拡大の防止を実施する。

(3) 傷病者の救出を実施する。

(4) 救護所への傷病者の搬送を実施する。

(5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

(6) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第3 消防活動に係る応援の要請・受入れ

町が保有する消防力で火勢の鎮圧が困難な場合は、第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害発生後の活動」第3節「応援協力活動」第2「消防に係る応援の要請・受入れ」に定めるとおり、消防相互応援協定等に基づき応援要請を行う。

第4 地域住民との連携

自治会等地域住民は、磯城消防署が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、磯城消防署は、必要に応じて自治会等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2節 危険物施設等災害応急対策

町は、災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物、毒物・劇物等の流出による事故が発生した場合において、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 危険物施設等災害応急対策	総務部	磯城消防署、奈良県広域消防組合、天理警察署、危険物施設等管理者
第2 高圧ガス施設等災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、一般社団法人奈良県LPガス協会、LPガス施設等事業者
第3 毒物・劇物施設災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、毒物・劇物施設管理者
第4 放射性物質保管施設災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、放射性物質保管施設管理者
第5 原子力災害応急対策	総務部	

第1 危険物施設等災害応急対策

磯城消防署は、屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 施設の管理者が実施する対策

(1) 関係防災機関への通報

火災の場合は、奈良県広域消防組合消防本部に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、奈良県広域消防組合消防本部のほか関係市町村、県景観・環境総合センター、県（環境政策課）に次の事項を速やかに連絡する。

- ア 発生日時及び場所
- イ 通報者及び原因者
- ウ 現状及びその時点での対応状況

(2) 消火活動及び被災者の救出救助

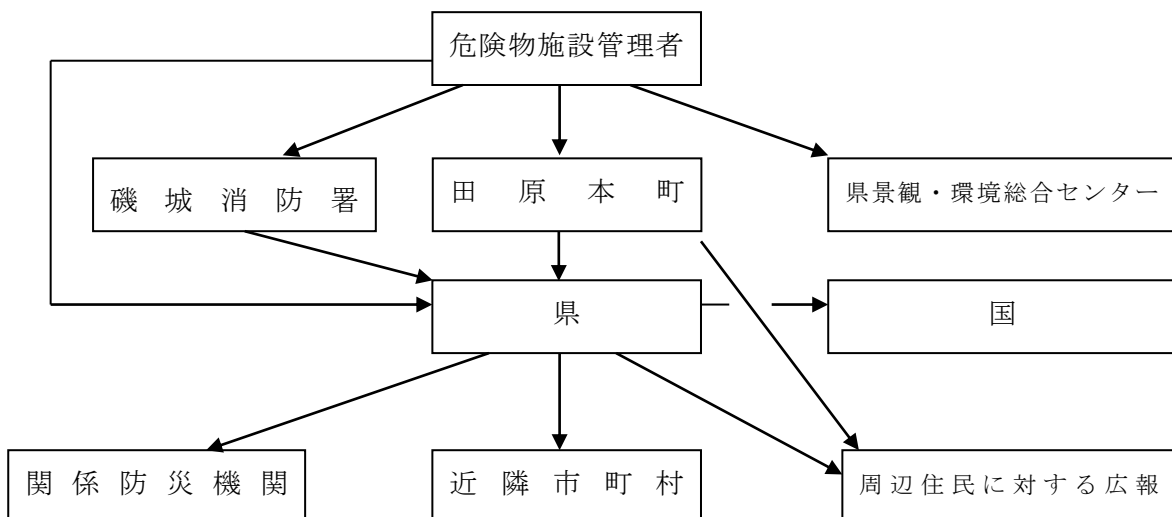
(3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 県及び磯城消防署が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民への広報

3 危険物等輸送車両災害応急対策

- (1) 磯城消防署は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物輸送車両による事故が発生した場合、天理警察署等防災関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物施設等災害応急対策に準じて行う。



危険物施設災害応急対策に係る情報系統図

第2 高圧ガス施設等災害応急対策

磯城消防署は、高圧ガス・LPガス貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 高圧ガス施設等の管理者が実施する対策

高圧ガスによる災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、磯城消防署、天理警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

- (1) 施設が危険な状態になったときの作業の中止及び関係者以外の退避指示
- (2) 発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関し、指定された防災事業所への応援活動の要請
- (3) 関係先への通報及び事故の拡大防止
- (4) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置及び災害の拡大防止措置
- (5) 周辺地域住民の避難誘導

2 LPガス施設等事業者が実施する対策

LPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び地域住民の安全を確保するため、磯城消防署、天理警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

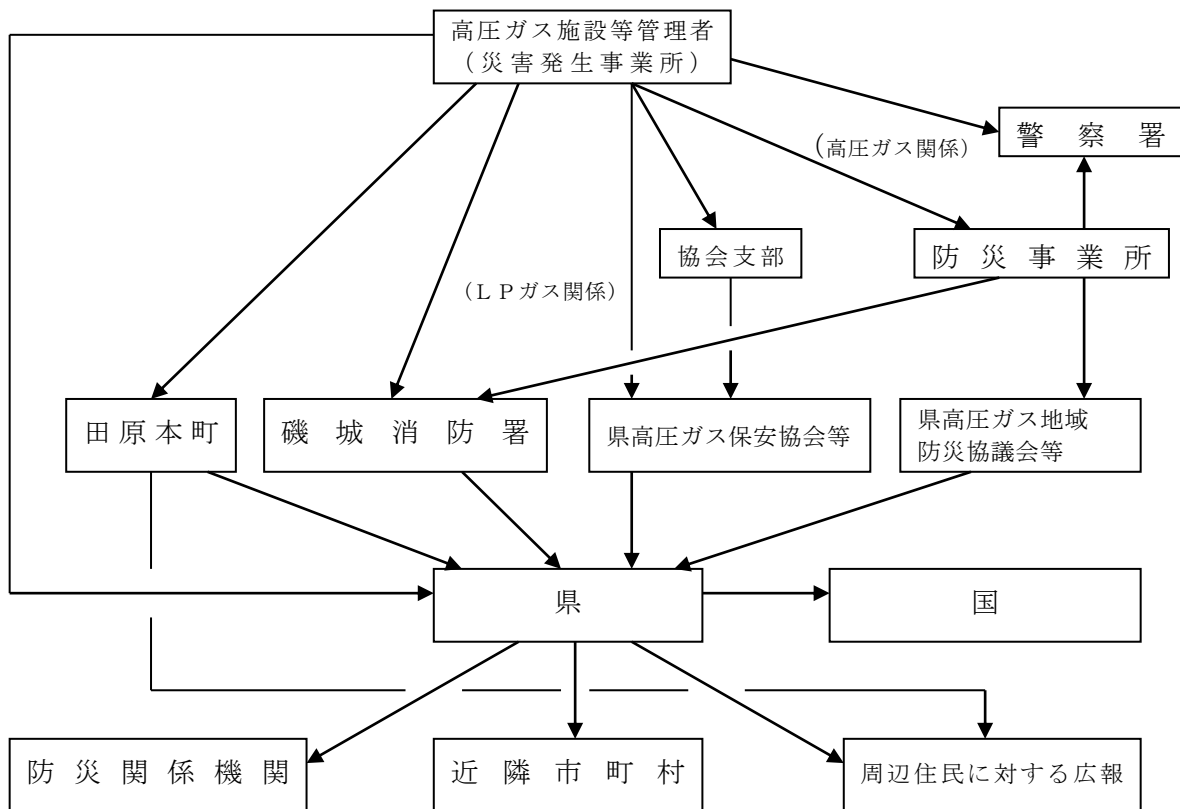
- (1) 被害状況の把握並びに一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体への連絡及び報告
- (2) 被害状況に応じた応急処置の指示・出動による対処
- (3) 必要に応じて、支部を活動単位とする地域防災組織への応援出動、防災資機材の提供要請及び受入れに必要な作業
- (4) 周辺住民の避難誘導

3 一般社団法人奈良県LPガス協会、磯城消防署等保安関係団体が実施する対策

- (1) 被害状況のとりまとめ、県への連絡及び報告
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助

4 県が実施する対策

- (1) 国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防長）への報告並びに防災関係機関及び近隣地域への通報
- (2) 避難等の措置及び周辺住民への広報
- (3) 高圧ガス等関係法令に基づいた措置命令



高圧ガス・LPガス貯蔵施設災害応急対策に係る情報系統図

第3 毒物・劇物施設災害応急対策

町は、毒物・劇物施設において災害が発生した場合、県、磯城消防署、天理警察署及び毒物・劇物保管施設管理者と連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 毒物・劇物施設の管理者が実施する対策

- (1) 保健所、警察及び消防署への通報
- (2) 中和剤による除毒作業

2 県が実施する対策

- (1) 中和剤による除毒作業の指示
- (2) 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の防災関係機関との連絡調整

3 磯城消防署が実施する対策

被災者の救出救助

4 天理警察署が実施する対策

- (1) 立入禁止区域の設置及び交通規制
- (2) 避難誘導

5 町が実施する対策

災害状況の把握及び周辺住民に対する災害発生への広報活動

第4 放射性物質保管施設災害応急対策

磯城消防署は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 磯城消防署及び町が実施する対策

- (1) 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに防災関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。
- (2) 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに防災関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。

2 応急対策の内容

- (1) 関係防災機関への通報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定
- (4) 立入禁止制限及び交通規制
- (5) 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- (6) 被ばく者等の救出救助
- (7) 周辺住民に対する広報
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

第5 原子力災害応急対策

町は、県より原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく原子力事業者からの特定事象発生への通報があった旨及び同法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり災害応急対策を実施する。

1 町の活動体制

本部長（町長）は、災害の状況に応じ、災害対策本部を設置する。
総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、必要な応急対策を実施する。

2 県初動体制の確立

県は、原子力事業者からの特定事象発生のお知らせを受けた場合、直ちに、被害状況の把握、応急対策実施のための情報収集活動を行う。

また、関係周辺市町村など防災関係機関へ情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

なお、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会等が開催された場合、関係者は必要に応じオフサイトセンターへ参集する。

3 災害時の広報

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、県との連絡体制を強化し、住民に対する迅速かつ的確な情報提供に努める。

4 被害状況等の調査報告

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、県の行う被害状況等の調査に協力する。

5 原子力発電所立地地域からの避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があった場合、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について県内市町村に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

総務部本部班は、県から、又は原発立地市町村等から、避難者の受入れについて要請があった場合、可能な限り要請に応じるとともに、県と連携し、受入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

【本節に関する資料】

資料編 2-2-6 危険物施設等一覧表

第3節 突発重大事故災害応急対策

町は、町内において航空機の墜落や鉄道事故等による大規模交通災害が発生した場合、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を要請する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 突発重大事故災害の種類	総務部	
第2 応急対策	各部	磯城消防署、奈良県広域消防組合、 国保中央病院、天理警察署

第1 突発重大事故災害の種類

突発重大事故等として取り上げる災害の例は、次のとおり大規模交通災害とする。

- 1 航空機墜落事故
- 2 旅客列車の衝突転覆事故
- 3 大規模な自動車事故

第2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、防災関係機関と協力のうえ、総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、必要な応急対策を実施する。

1 連絡体制

(1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、奈良県広域消防組合消防本部へ大規模交通災害の発生を連絡する。

(2) 防災関係機関への連絡

磯城消防署及び町は、町域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、天理警察署及び防災関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 町の災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、必要に応じて県及び防災関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

町の災害応急活動体制は、原則として本部長（町長）の判断によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ 防災関係機関との連携

県をはじめ防災関係機関との連絡を強化し、各防災関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

ウ 救助、救急医療活動（国保中央病院及び当該事故防災関係機関）

(ア) 医師及び看護師の派遣

(イ) 医療資器材及び医薬品の輸送

(ウ) 負傷者の救助

(エ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

エ 消防活動（磯城消防署）

消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

オ 救援物資の輸送

健康福祉部保険医療班、県及び当該事故防災関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

カ 応急復旧用資機材の確保

総務部本部班、磯城消防署、県及び当該事故防災関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

キ 交通対策

天理警察署、防災関係機関、当該事故防災関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町、府県と協力体制をとる。